

官報

号外 昭和三十五年七月十五日

昭和三十五年七月十五日(金曜日)午後
十時二十三分開議

議事日程 第三十七号

昭和三十五年七月

午前十時開講

第一 石炭鉱業合理化臨時措置法
の一部を改正する法律案(内閣)

提出衆議院送付

第二 織維工業設備臨

五[卷之三]

第三 船員保険法の一

る法律案（内閣提出）

卷之三

第四章 亂世與治世

第五 國土開發縱貫自

自動車道の予定線路

律案(內閣摺上) 勿

法案(衆議院提出)

第七 開拓營農振興臨

一部を改正する法律

出
審議院送付

第三章 計算方法

議院送付

第九開拓者資金融通

府の貸付金の償還条件の緩和等
に関する特別措置法案（内閣提
出、衆議院送付）

昭和三十五年七月十五日 參議院會議錄第二十七號

議長の報告

外 昭和三十五年七月十五日

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案
農地被買收者問題調査会設置法案
自治庁設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
裁判官の災害補償に関する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提案案に対する衆議院の修正に同意した。國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

道路交通法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律

道路交通法

農地被買取者問題調査会設置法

自治府設置法の一部を改正する法律

建設省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律

裁判官の災害補償に関する法律

裁判所法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

天災による被害農林漁業者等に対する
資金の融通に関する暫定措置法の
一部を改正する法律
昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた水産業施設の災害
復旧事業に関する特別措置法
昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた漁村における漁民
の共同利用に供する特定の漁業施設
の設置に関する特別措置法
昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた漁業者の共同利用
に供する小型の漁船の建造に関する
特別措置法
昭和三十五年五月のチリ地震津波に
よる災害を受けた中小企業者に対する
資金の融通に関する特別措置法
国有鉄道運賃法の一部を改正する法
律
日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律
同日内閣から、左記参議院議員の社会
保障制度審議会委員としての任期は、七
月六日満了となるので後任者の推せ
んを願いたい旨の要求書を受領した。
記
勝俣　慈
近藤　鶴代
佐藤　芳男
同日内閣から、左記参議院議員の北海
道開発審議会委員としての任期は、七
月六日満了となるので後任者の指名を
願いたい旨の要求書を受領した。
記
西田　信一
堀　末治
同日内閣から、左記参議院議員の飼料
需給安定審議会委員としての任期は、七
月二日満了となるので後任者の指名を
願いたい旨の要求書を受領した。

農林水産委員会 理事 仲原 善一君（仲原善一君 の補欠）	建設委員会 理事 武藤 常介君（武藤常介君 の補欠）	運輸委員会 同 同	三木與吉郎君 鳥畠徳次郎君
開拓當農振興臨時措置法の一部を改 正する法律案可決報告書	同日委員長から左の報告書が提出され た。	同 日内閣から左の議案が提出された。 よつて議長は即日これを通信委員会に 付託した。	同 日内閣から左の議案が提出された。 よつて議長は即日これを通信委員会に 付託した。
開拓者資金融通法の一部を改 正する法律案可決報告書	日本放送協会昭和三十三年度財産目 録、貸借対照表及び損益計算書並び にこれに関する説明書	日本放送協会昭和三十三年度財産目 録、貸借対照表及び損益計算書並び にこれに関する説明書	外務委員会に付託
開拓者資金融通法による政府の貸付 金の償還条件の緩和等に関する特別 措置法案可決報告書	本日衆議院から左の議案が提出され た。よつて議長は直ちにこれを商工委 員会に付託した。	本日衆議院から左の議案が提出され た。よつて議長は直ちにこれを商工委 員会に付託した。	火薬類取締法の一部を改正する法律 案
海運局長朝田静夫君（去る十一日議長 承認）を第三十四回国会政府委員に任 命した旨の通知書を受領した。	同 日内閣總理大臣から議長宛、運輸省 へ付託した。	同 日内閣總理大臣から議長宛、運輸省 へ付託した。	電気工事士法案
員の辞任を許可した。	一昨十三日議長において、左の常任委 員会に付託した。	本日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よつて議長は直ちにこれを委員 会に付託した。	道路運送法の一部を改正する法律案
大蔵委員	田中 清一君	本日衆議院から左の内閣提出案を受領 した。よつて議長は直ちにこれを商工委 員会に付託した。	運輸委員会に付託
同 農林水産委員	櫻井 志郎君	九州地方開発促進法の一部を改正す る法律案	商工委員会に付託
同 運輸委員	上林 忠次君	社会保険審査官及び社会保険審査会 に付託	要領書
同 建設委員	松野 孝一君	社会保険審査官及び社会保険審査会 に付託	参議院議長松野鶴平殿
同 三木與吉郎君	米田 正文君	法の一部を改正する法律案医療法の 一部を改正する法律案	一、委員会の決定の理由
同 鳥畠徳次郎君	小沢久太郎君	法の一部を改正する法律案医療法の 一部を改正する法律案	本法律案は、石炭鉱業の急速な 合理化を図るために、石炭鉱業整備 事業団を石炭鉱業合理化事業団に 改め、これに政府資金を出資し、石 炭坑の近代化等に必要な設備資金 の貸付を行なわせるとともに、石炭 鉱業の整備に関する業務の拡大に 必要な費用にあてるため、採掘権 者等の納付金の納付期間を延長す る等の措置を講じようとするもの であつて、妥当な措置と認めた。
同 横井 忠郎君	青木 一男君	○議長（松野鶴平君） これより本日の 会議を開きます。	二、費用
同 上林 忠次君	青木 一男君	日程第一 石炭鉱業合理化臨時措置 法の一部を改正する法律案	本法施行のため必要な費用とし て、昭和三十五年度一般会計予算 に石炭鉱業合理化事業団出資金二 十一億四千万円及び非能率炭鉱整 理費補助金四億円が計上されてい る。
同 横井 忠郎君	三木與吉郎君	日程第二、繊維工業設備臨時措置法 の一部を改正する法律案（いずれも内 閣提出、衆議院送付）	三、議題
同 同	鳥畠徳次郎君	以上両案を一括して議題とすること に御異議ございませんか。	第三章 石炭鉱業合理化事業 団
同 同	横井 忠郎君	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	第七条中「石炭鉱業整備事業団」を 「石炭鉱業合理化事業団」に改め、 「その整備」の下に「及び石炭坑の近 代化等に必要な設備資金の貸付け」 を加える。
同 同	青木 一男君	○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認 めます。まず委員長の報告を求めま す。商工委員長山本利壽君。	第八条中「石炭鉱業整備事業団」を 「石炭鉱業合理化事業団」に改める。
同 同	青木 一男君	審査報告書	第九条の二 事業団の資本金は、二 十一億四千万円とし、政府がその 全額を出資する。
同 大蔵委員	上林 忠次君	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部 を改正する法律案	2 政府は、必要があると認めるとき は、予算の範囲内において、事 業団に追加して出資することがで
同 農林水産委員	櫻井 志郎君	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部 を改正する法律案	
同 同	國村文四郎君	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部 を改正する法律案	

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和
三十年法律第百五十六号）の一部を
次のように改正する。

「石炭鉱業整備事業団」に、「第五
節 監督（第五十二条第五十三条）」
を、「第五節 監督（第五十二条第五
節 第六節 指導（第五十三条の二）
第十三条）」に改める。

第一条中「整備」の下に「、石炭
坑の近代化等を促進」を加える。

第三条第二項第一号中「昭和四十
二年度」の下に「（昭和三十八年度ま
では、昭和三十八年度及び昭和四十
二年度）」を加え、同項第三号中「石
炭鉱業整備事業団」を「石炭鉱業合理
化事業団」に改め、同項第四号を同
項第五号とし、同項第三号の次に次
の一号を加える。

第三章の章名を次のように改め
る。

四 石炭坑の近代化に関する事項

第三章 石炭鉱業合理化事業
団

第七条中「石炭鉱業整備事業団」を
「石炭鉱業合理化事業団」に改め、
「その整備」の下に「及び石炭坑の近
代化等に必要な設備資金の貸付け」
を加える。

第八条中「石炭鉱業整備事業団」を
「石炭鉱業合理化事業団」に改める。

第九条の二 事業団の資本金は、二
十一億四千万円とし、政府がその
全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるとき
は、予算の範囲内において、事
業団に追加して出資することがで

きる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 前二項の規定による政府の出資金及びこれを運用した場合に生ずる利子は、第二十五条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金の貸付けの財源にあてなければならぬ。

4 事業団は、第三十六条の十二の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第十二条中「石炭鉱業整備事業團」を「石炭鉱業合理化事業團」に改める。

第十三条中「第五十条(法人の住所)」及び第五十一条(代表権の制限)を、及び第五十条(法人の住所)に改める。

第十四条中「理事長一人」の下に「副理事長一人」を加える。

第十五条中第三項を第四項とし、第二項を削り、第一項の次に次の二項を加える。

2 副理事長は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

第十六条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十九条第二項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第二項中「理事」を「副理事長若しくは理事」に改める。

第二十三条中「事業団の業務の一項第七号中「前各号に掲げるもの」と第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七条の目的を達成するための石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 石炭坑の近代化に必要な設備資金の貸付け

七 石炭坑の近代化に必要な設備資金の貸付け

八 石炭の流通の合理化に必要な設備資金の貸付け

七 前条第一項第七号及び第八号に規定する設備資金以下「近代化資金」という。の貸付け及び償還の方法

第二十六条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十六条の二 事業団は、第九条の二第一項及び第二項の規定による政府の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子に係る経理について、政令で定めるところにより、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十七条の見出しを「(事業計画等)に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業団は、事業年度の毎四半期開始前に、前項の認可を受けた事号に掲げるものと第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七条の目的を達成するための石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 石炭の生産率及び生産費が定期的に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とすべきなればならない。これを変更しようとするときも、同様とすべきなればならない。

3 第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第二十九条中「及び損益計算書」を「損益計算書及び決算報告書」に改める。

第三十六条第一項中「事業団の業務に必要な費用にあてるため、この法律の施行の日から六年間」を「石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を同条第四項とする。

4 通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(支払の猶予)

第三十六条の七 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(一時償還)

第三十六条の八 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合

四 第三十六条の十一の規定による命令に係る者である場合

第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、石炭坑の近代化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量並びにその石炭坑の近代化が完了した後にその石炭坑において掘採する石炭の生産率及び生産費が定期的に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 事業団の従たる事務所の業務部」を「事業団の従たる事務所の業務」に改める。

第二十五条第一項第七号中「前各号に掲げるもの」と第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七条の目的を達成するための石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 石炭の生産率及び生産費が定期的に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とすべきなればならない。

3 第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第二十九条中「及び損益計算書」を「損益計算書及び決算報告書」に改める。

第三十六条第一項中「事業団の業務に必要な費用にあてるため、この法律の施行の日から六年間」を「石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため」に改め、同条第三項を同条第二項とし、同条第六項を同条第四項とする。

4 通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(支払の猶予)

第三十六条の七 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(一時償還)

第三十六条の八 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合

四 第三十六条の十一の規定による命令に係る者である場合

第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、採掘権者若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

第三十六条の六 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が会社で行なうものとする。

昭和三十五年七月十五日 参議院会議録第二十七号 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

ある場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益(第七十八条の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不當な經理を是正すべき旨の勧告を受けた会社については、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該計算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。)の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

2 第二十五条第一項第八号に規定する設備資金の貸付けは、石炭の流通の合理化に必要な設備であつて通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

3 第二十五条第一項第八号に規定する設備資金の貸付けは、石炭の流通の合理化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備が二以上の採掘権者若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者の事業の用に供され、かくてその設備が二以上の採掘権者若しくは粗鉱権者又は石炭の販売業者の事業の用に供され、かつ、その合理化の効果が大きいと認められる場合に限り、行なうものとする。

4 通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(利率及び償還期間)

第三十六条の四 近代化資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十五年(すえとき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

(償還方法)

第三十六条の五 近代化資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。

(償還期日の繰上げ)

第三十六条の六 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が会社で行なうものとする。

ある場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益(第七十八条の規定により損益計算書その他の計算書類の作成の方法について不當な經理を是正すべき旨の勧告を受けた会社については、その勧告に従つて再計算することとしたときの当該計算期の利益とし、これらの利益の範囲は、政令で定めるものに限るものとする。)の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出した金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

2 第二十五条第一項第七号に規定する設備資金の貸付けは、石炭坑の近代化に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る石炭坑において掘採しようとする石炭の鉱量並びにその石炭坑の近代化が完了した後にその石炭坑において掘採する石炭の生産率及び生産費が定期的に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 事業団は、事業年度の毎四半期開始前に、前項の認可を受けた事号に掲げるものと第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に改める。

第二十五条第一項第七号中「前各号に掲げるもの」と第一号から第六号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に、「第七条の目的を達成するための石炭鉱業の整備のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 石炭の生産率及び生産費が定期的に係る近代化資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とすべきなればならない。

3 第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第二十九条中「及び損益計算書」を「損益計算書及び決算報告書」に改める。

第三十六条第一項中「事業団の業務に必要な費用にあてるため、この法律の施行の日から六年間」を「石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため」に改め、同条第三項を同条第二項とし、同条第六項を同条第四項とする。

4 通商産業大臣は、前三項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(支払の猶予)

第三十六条の七 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(一時償還)

第三十六条の八 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

二 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合

四 第三十六条の十一の規定による命令に係る者である場合

五 貸付金に係る設備を譲渡した場合その他通商産業省令で定める場合

(違約金等)

第三十六条の九 事業団は、近代化資金の貸付けを受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定により償還を請求された貸付金を償還しなかつたときは、政令で定めるところにより、違約金を徴収するものとする。

2 事業団は、前条の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還をすべき者が正当な理由がないとて、償還を怠つたときは、当該貸付金を担保するために設定された抵当権その他の権利を実行するものとする。

(利益の配当の制限)

第三十六条の十 近代化資金の貸付けを受けた者が会社である場合に、当該借入金の償還が終わるまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところによつて必要な経理を行なつた後でなければ、当該決算において利益の配当をしてはならない。

(償還命令)

第三十六条の十一 通商産業大臣は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者であつて近代化資金の貸付けを受けたものが第六十条第一項若しくは第六十一条第一項又は第七十八条の規定による勧告に従わないときは、事業団に対し、その者に係る貸付金の全部又は一部の償還を命ずることがある。

(国庫納付金)

第三十六条の十二 事業団は、政令で定めるところにより、前事業年度に回収した近代化資金に係る貸付金の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第三十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をし、又は石炭鉱業の整備に関する業務に必要な費用にあてるため、長期借入金を若しくは石炭鉱業合理化債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(手数料)

第四十条の二 事業団は、その貸付業務の執行に必要な費用にあつて、近代化資金の貸付けを受けた者及びその貸付けを受けることとなつた者から、政令で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(手数料)

第四十条の三 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

八号) 第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)

の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものほか、債券に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(償還計画)

第三十七条の二 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十七条の三 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

第四十条の次に次の三条を加える。

(手数料)

第四十条の二 事業団は、その貸付業務の執行に必要な費用にあつて、近代化資金の貸付けを受けた者及びその貸付けを受けることとなつた者から、政令で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(共済組合の組合員期間の特例)

第五十三条の三 事業団の設立の際に現に国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「組合法」という。)第三条の規定による組合員(組合法の長期給付)にあつては、転出の時にさかのばつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつては、これを受けれる権利は消滅する。

2 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。

第五十三条の四 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き役職員としたときは、転出に係る組合法の長期給付は、廃疾年金にあつては、転出の時にさかのばつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつては、これを受けれる権利は消滅する。

2 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き役職員としたときは、組合法の長期給付にかかる規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、当該役職員であつた期間に引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、組合法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるの

ようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十条の四 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののは、事業団の財務及び会計に関する事項は、通商産業省令で定める。

第三章に次の二節を加える。

第六節 补則

(大蔵大臣との協議)

第五十三条の二 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条第一項、第二十七第一項若しくは第二項、第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十七条の二の認可をしようとするとき。

二 第二十七条第三項、第三十六第三条第一項から第三項まで、第四十条の三の承認をしようとするとき。

三 第二十八条、第二十九条又は第五十三条の四 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き役職員としたときは、組合法の長期給付は、廃疾年金にあつては、転出の時にさかのばつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつては、これを受けれる権利は消滅する。

2 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き役職員としたときは、組合法の長期給付にかかる規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、当該役職員であつた期間に引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、組合法第十四条第二項の規定の適用について

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二条第一項中「別表第一」に掲げるものとし、以下同じ。」を「別表第一に掲げるものをとし、以下同じ。」に改める。

第一条第一項中「別表第一」に掲げるものとし、以下同じ。」を「別表第一に掲げるものをとし、以下同じ。」に改める。

第九条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改める。

第十条第一項第三号及び第十条の二第二項中「共同行為に基いて」を「共同行為に基づき、又は第二十七条の二の規定による命令により」に改める。

第二十一条を次のように改める。
(使用の停止等)

第二十一条 通商産業大臣は、第二条の規定に違反して、同条の登録を受けないで精紡機、織物幅出機又は紡糸機を糸の製造、織物の加工又は化學織維の製造の用に供したときは、その者に対し、期間を定めてその者が使用している精紡機、織物幅出機又は紡糸機を糸の製造の用に供することができないもの全部又は一部を封印し、又は格納すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその精紡機、織物幅出機若しくは紡糸機を糸の製造、織物の加工若しくは化學織維の製造の用に供することを停止することができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

第二十四条第一項中「昭和三十七年度」を「昭和四十年度」に改め、「必要な資金の額」の下に「当該年度における織維製品の需給状況、織維製品の輸出見込み」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。
(精紡機等の過剰設備の処理命令)
第二十七条の二 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定により精紡機、織物幅出機又は紡糸機の処理に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合において、当該指示に係る者の三分の二以上がその共同行為を実施しており、かつ、当該指示に係るその他の者の事業活動が第一条の目的を達成するのに著しく障害となつておらず、このような状態が継続することを定めて当該命令に係る登録の区分に属する精紡機、織物幅出機又は紡糸機の全部又は一部を糸の製造、織物の加工又は化學織維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2 第二十一条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(苦情の申出)
第三十一条の三 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に関する苦情のある者は、通商産業大臣に對し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその精紡機、織物幅出機若しくは紡糸機を糸の製造、織物の加工若しくは化學織維の製造の用に供することを停止することができる。

○山本利壽君登壇、拍手
〔山本利壽君登壇、拍手〕
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なれて政令で定める日から施行する。

別表第二号中「ビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改め、同表第十七号中「ビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改め、同表第

第三章中第三十二条の次に次の二条を加える。
1 第三十一条の二 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第二十七条の二の規定による命令に違反したときは、その者に対し、期間を定めて当該命令に係る登録の区分に属する精紡機、織物幅出機又は紡糸機の全部又は一部を糸の製造、織物の加工又は化學織維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2 第二十一条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

一 第二十一条第一項の規定によるとするときを「指示をし、又は第二十七条の二の規定による命令をしようとするとき」に改め、第二十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときを「指示をし、又は第二十七条の二の規定による命令をしようとするとき」に改め、第五十条中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二十七条の三」を加える。

2 第三十一条の二第一項の規定によるとするときを「指示をし、又は第二十七条の二の規定による命令をしようとするとき」に改め、第五十条中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二十七条の三」を加える。

別表第一号中「ビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改め、同表第十八号中「ビスコース織維」を「ビスコース織維及び銅アンモニヤ織維」に改め、同表第

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため昭和三十五年度において一千二十二万八千円を要する。

附帯決議

政府は、次の事項について努力すべきである。

一、身体障害者雇用率については逐年これが拡大改善をはかり可及的すみやかに法定するよう努めること。

二、身体障害者雇用率の達成については三年以内の計画で完成すること。

三、就職が特に困難な重度障害者については、作業設備、作業補助具の整備、職業訓練の強化をはかるとともに、適職の選定の研究を早急に進めて、重度障害者の職業確保に努めること。

四、身体障害者の雇用を容易にし、作業能率の向上をはかるため、事業所が作業設備を改善し、または作業補助具を支給することを促進するため、政府は必要な助成措置を講ずること。

五、公団その他の政府関係機関の身体障害者雇用率については、国等の場合に準じて定めること。

六、本の実施に当り、結核回復者等内部障害者、精神薄弱者、原爆被爆者等についても政府は、すみやかに実情を調査し、就職促進のための施策を樹立実施すること。

七、身体障害者の雇用促進をはかるためには、税制、賃金、雇用その

他諸種の方策(国庫の助成を含む)が考えられるが、このため本法に基いて設置される身体障害者雇用審議会において充分な研究と審議を尽し、急速にその向上改善に努めること。

なお、これが施策の円滑適正な実施をはかるため地方にも身体障害者雇用審議会に準ずる機関を設けること。

も身体障害者雇用審議会に準ずること。なお、これが施策の円

めること。

滑適正な実施をはかるため地方にも身体障害者雇用審議会に準ずること。

も身体障害者雇用審議会に準ずること。

八、身体障害者に対する年金その他の社会福祉対策の充実に努めること。

九、本法の円滑な運営をはかるため、政府は、身体障害者職業指導官制度の設置その他公共職業安定所の人員、予算等の事務体制の整備充実に努めること。

一〇、重度障害者の家族並びに遺児、未亡人の優先雇用に関しては、いまだ有効な措置がなされていないことにかんがみ、政府はこ

の際、すみやかにこれらの雇用促進に関する適切なる行政及び立法措置につき検討すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 松野鶴平殿 一郎

(小字及び一は衆議院修正)

身体障害者雇用促進法案

身体障害者雇用促進法

第二章 職業紹介等(第三条第一項)

第三章 適応訓練(第六条第一項)

第四章 雇用(第十一条第一項)

第五章 身体障害者雇用審議会(第十六条第一項)

第六章 雜則(第二十三条第一項)

第十四条

附則 第一章 総則

第二章 職業紹介等(求人の条件等)

第三章 公共職業安定所は、正当な理由がないにもかかわらず身体障害者でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

第四章 公共職業安定所は、身体障害者に対するため必要があるときは、求人者に対しても、身体的条件その他の条件について指導するものとする。

第五章 公共職業安定所は、身体障害者に対するため必要があるときは、求人者に対しても、身体的条件その他の条件について指導するものとする。

第六章 適応訓練は、身体障害者に対するため必要があるときは、求人者に対しても、身体的条件その他の条件について指導するものとする。

第七章 公共職業安定所は、身体障害者に対するため必要があるときは、求人者に対しても、身体的条件その他の条件について指導するものとする。

第八条 適応訓練は、無料とする。

第九条 都道府県は、適応訓練を受けた場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。

第十条 この章に規定するもののは、(労働省令への委任)

第十二条 この章に規定するもののは、(労働省令への委任)

第十三条 この法律において「職員」とは、

とは、前項に規定する身体障害者といい、その範囲は、特定職種」といふ。

この法律において「職員」とは、國若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員

法(昭和二十二年法律第二十号)

第一条第三項第一号から第十一号

までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものをいう。

第六条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行なうものとする。

適応訓練は、前項に規定する作業での環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。

省令で定める労働者以外の労働者をいふ。

第三章 適応訓練

(適応訓練)

第六条 都道府県は、必要があると認めるときは、求職者である身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的として、適応訓練を行なうものとする。

適応訓練は、前項に規定する作業での環境が標準的なものであると認められるものを行なう事業主に委託して実施するものとする。

(あつせん)

第七条 公共職業安定所は、身体障害者に対するため必要があるときは、求人者に対しても、身体的条件その他の条件について指導するものとする。

第八条 適応訓練は、無料とする。

第九条 都道府県は、適応訓練を受けた場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を補助することができる。

(経費の補助)

第十条 この章に規定するもののは、(労働省令への委任)

第十二条 この章に規定するもののは、(労働省令への委任)

第十三条 この法律において「職員」とは、

とは、前項に規定する身体障害者といい、その範囲は、特定職種」といふ。

この法律において「職員」とは、國若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員

法(昭和二十二年法律第二十号)

第一条第三項第一号から第十一号

に日本専売公社、日本国有鉄道及

障害者を雇用し又は雇用しようとする者に対しても、能力検査、配置、作業設備、作業補助具その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について助言することができる。

国土開発総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

開和三十五年六月十七日

衆議院議長 清瀬一郎

国土開発総貫自動車道中央自動車道の各段の工事は、未だ三

國土開發縱貫自動車道中央自動

国土開発総貫自動車道建設法（昭

第一項の規定に基づき、国土開発総

都から小牧市附近までの予定路線

次のことより定める。

二 主たる経過地 神奈川県津久井郡相模湖町附近 審定者日行

附近 静岡県安倍郡井川村附

小牧市附近

この法律は、公布の日から施行す

卷之三

東海道幹線自動車国道建設法案
審査報告書

全会一致をもつて可決すべきもの
議決した。よつて要領書を添え

昭和三十五年六月二十一日 報告する。

建設委員長 岩沢忠恭

一、委員会の決定の理由
この法律案は、東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通事情に対処して、東京都から名古屋市附近に至る当該地域内の重要な都市を連絡する幹線自動車国道の緊急な整備を図るために、必要な措置を定めようとするものであつて妥当なものであると認める。

二、費用
この法律施行のために別に予算措置を必要としない。

三、東海道幹線自動車国道建設法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十五年六月十七日
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(目的)
第一条 この法律は、わが国の経済の枢要地帯を形成する東海道地域における産業の飛躍的な発展に伴う交通情勢に対処するため、当該地域内の重要な都市を連絡する自動車国道の緊急な整備を図り、自動車の高速交通の用に供する幹線自動車国道の緊急な整備を図り、もつて経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

(予定路線)
第二条 前条に規定する幹線自動車国道（以下「東海道幹線自動車国道」という。）の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近とし、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とする。

(路線の指定)

第三条 東海道幹線自動車国道の路線は、前条に規定する予定路線を基準として政令で指定する。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他の路線について必要な事項を明らかにしなければならない。
(政令案の作成)

第四条 運輸大臣及び建設大臣は、この法律の施行後、すみやかに、前条の規定による政令の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

(整備計画)

第五条 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、すみやかに、東海道幹線自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、東海道幹線自動車国道の改築をしよりとする場合においては、政令で定めるところにより、東海道幹線自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国土開発総貫自動車道」の下に「及び東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第一号）第二条に規定する東海道幹線自動車国道」を加える。

第四条第一項中第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え
る。

二 東海道幹線自動車国道建設法

第三条の規定により政令でその路線を指定したもの

第四条第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、同第三項中「第一項」を「第一項第一号又は第三号」に改める。

第五条第一項及び第三項中「運輸大臣及び建設大臣は、」の下に「前条第一項第一号又は第三号の規定に係る」を加える。

第七条第一項中「整備計画が決定された場合」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

第十二条第二項中「この法律」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を加える。

第三 道路整備特別措置法（昭和三十五年法律第一号）

第二十三条第一項中「この法律」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法」を加える。

第二十条の二中「整備計画」の下に「又は東海道幹線自動車国道建設法（昭和三十五年法律第一号）第五条に規定する整備計画」を加える。

〔岩沢忠恭君登壇、拍手〕

て、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、国土開発総貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案について申し上げます。

この法律案は、国土開発総貫自動車道建設法第三条第一項の規定に基づき、同法別表に定める中央自動車道のうち、東京都から小牧市付近までの予定路線を定めようとするものであります。して、調査の結果、同法別表に定める路線の通りといたしております。

委員会における質疑のおもなるものは、本事業完成に対する政府の態度、技術的可能性の問題でありましたが、詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、太田委員、吉江委員からそれぞれ賛成する旨の発言があり、次の附帯決議案が提出されました。すなわち、

右決議する。

であります。

政府は道路整備五カ年計画を再検討し、現状に即するより抜本的な交通対策を樹立すること、その際中央自動車道の建設促進をはかること。

次いで採決の結果、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。また、右の附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、東海道幹線自動車国道建設法案について申し上げます。

この法律案は、東海道の交通情勢に對処するため、その重要都市を連絡する幹線自動車国道の緊急な整備をはかり

にお相当の期間を必要とし、その期間内には緩和対象貸付金債権に対応する債務を償還することが著しく困難と認められるものであつて、農林省令で定めるものに対する緩和対象貸付金債権につきは、その変更契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下第三条まで、第六条及び第七条において「起算時」という。）における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方（据置期間に係る利子について、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。

イ 借還期間（据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。）を十九年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、十八年九月）とする。

ロ 据置期間を四年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、三年九月）とすること。

ハ 利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率のこと。

子は、変更後の据置期間に係る利子は、同号ニの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までにつきこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間に残存する日までにつきこれを徴すこと。

本年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とする。

本年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

付金債権（起算時において据置期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれその額を当該利率と同じくする貸付金債権（起算時において償還期間のそれぞれに係る起算時における残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時までに到来するときは、その到来している部分の額を除く。）の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（一般の開拓者に対する貸付金の償還条件の変更）

第二条 政府は、開拓者（特定開拓者を除く。以下次条までにおいて同じ。）に対する既貸付契約に係る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。以下「変更対象貸付金債権」という。）につき、その開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一 変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算

時における貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる変更対象貸付金債権についての年賦金の額は、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とする。

イ 債還期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

口 当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時における残存期間に相当する期間には、据置期間をその据置期間から三月を控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

八 利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

九 据置期間が置かれる場合に利子を徴収すること。
（当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴収しない旨が定められている場合には、利子を徴収しないこと。）

ホ 年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ 年賦金の納付を延滞した場合は、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

一 変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が二年であるものにあつては、これに係る起算時ににおける貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる

条件による年賦支払の方法により償還すること。
イ 償還期間を一年九月とする
こと。
ロ 据置期間を置かないこと。
ハ 利率を当該変更対象貸付金の利率と同
債権に係る貸付金の利率と同
率とすること。
二 年賦金の額を、起算時の属
する年にあつては、その貸し
付けたものとされた額を支払
期間を二年とし、利率を当該
変更対象貸付金債権に係る貸
付金の利率と同事として元利
均等年賦支払の方法により償
還するものとした場合に算出
される年賦金の額から、その
年賦金のうちの利子に相当す
る部分の十二分の三に相当す
る額を控除した額とし、その
翌年にあつては、その算出さ
れる年賦金の額と同額とする
こと。
ホ 年賦金の納付期限を当該各
年の十二月三十一日とするこ
と。
ヘ 年賦金の納付を延滞した場
合には、農林大臣の定めると
ころにより延滞金を政府に納
付すること。
二 変更対象貸付金債権でその貸
付金の償還期間の起算時における残存期間が一年であるものに
あつては、これに係る起算時に
おける貸付金の残高に、その貸
付金に係る未納の利子又は延滞
金があるときはこれらの額と同
額、その加えて得た額（起算時

までに納付済みとなつた金額を除く。」を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による支払方法により償還すること。

イ 債還期限を起算時の属する年(十二月三十一日とする)と。

ロ 利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同一率とすること。

ハ 債還金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

(利率を同じくする貸付金に関する特例)

第三条 一の開拓者に対する二以上の一の変更対象貸付金債権のうちにもその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする変更対象貸付金債権のいすれかに係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれららの利率を同じくする各変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間が起算時においてなお残存するときは、当該開拓者に対するこれららの利率を同じくする各変更対象貸付金債権ごとに、その貸付金の平均残存償還期間が三年以上である各変更対象貸付金債権にあつては同条第一号により、その貸付金の平均残存償還期間が二年である各変更第二号により、その貸付金の平均残存償還期間が二年である各変更

存償還期間が一年である各変更対象貸付金債権にあっては同条第三号により、変更契約を締結することができるものとする。この場合において、同条第一号中「当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間」とあるのは「当該開拓者に対する当該利率を同じくする変更対象貸付金債権に係る貸付金の次条第二項に規定する平均残存償還期間」と、同号の中「当該変更対象貸付金債権」とあるのは「当該開拓者に対する当該利率を同じくする変更対象貸付金債権のいすれか」と、「その償還期間の残存期間」とあるのは「これらの変更対象貸付金債権に係る貸付金の前条第二項に規定する平均残存償還期間」とする。

前項の平均残存償還期間とは、

一の開拓者に対する二以上の変更対象貸付金債権のうちのその貸付金の利率を同じくするものがある場合に、これらの利率を同じくする変更対象貸付金債権（起算時において償還期間の残存期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。以下この項において同じ。）にそれぞれその変更対象貸付金債権に係る貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額をその変更対象貸付金債権のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高の合計

額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数はこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

(開拓者の組織する法人に対する
貸付金に関する措置)

更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間と同」とあるのは、「当該開拓者に対する当該利率を同じくする変更対象貸付金債権に係る貸付金の次条第二項に規定する平均残存償還期間」と、同号文中「当該変更対象貸付金債権」とあるのは、「当該開拓者に対する当該利率を同じくする変更対象貸付金債権のいずれか」と、「その据置期間の残存期間」とあるのは、「これらの変更対象貸付金債権に係る貸付金の前条第二項に規定する平均残存据置期間」とする。

財源として当該法人貸付契約に基づきその構成員にこれらの各号の資金の貸付けをした場合における当該貸付けに係る構成員をいう。(以下この条において同じ。)の全部又は一部の双方から、当該転借人が当該貸付けを受けたことによりその法人に対してそれぞれ負担する借入金債務(これに係る利息及び延滞金についての債務を含む。以下この条において「転借金債務」という。)の全部又は一部の額を示し、これらの額に応じて当該貸付金債権に対応する債務を分割し、その分割された各債務をそれぞれその額に応じて当該転借人が引き受けける旨の申出があつたときは、該貸付金債権に對応する債務を分割し、その分割された各債務をそれぞれその法人及びその申出に係る府とその法人及びその申出に係る

た各債権（申出に係る各転借人の
権に限る。）に対応する各債務を、
それぞれ、その額に応じて当該転
借人に引き受けさせ、その法人に
つき当該引受けに係る債務を消滅
させる旨の定めをすることができ
る。ただし、次の各号の条件のす
べてがみたされた場合に限るもの
とする。

一、当該債務の引受け後において
は、当該法人が当該引受け後の
債務を保証する旨を当該三者間
の契約において定めること。

二、前号に掲げるもののほか、当
該引受け後の債務につき相当と
認められる保証人の保証を負担す
ること。

三、当該債務の引受けをする転借
人が当該法人に対して負担して

期間から当該償置期間を控除した期間)に相
當する年数で除して得た額を、当該賃付金額
に係る賃付金の変更後の年賦金を納付すべ
き各年に納付することができるものとし、各
年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年
の十二月三十一日とする。

(変更契約を締結する年の年賦金等の納付の特例)

第六条 第一条第一項、第二条(前
五条)
条において準用する場合を含む。)
又は第三条第一項の規定により変
更契約を締結する場合において、
その締結する日が毎年十二月十二
日から翌年三月三十一日までの間に
に属するときは、当該契約により
変更された償還に関する条件によ
り納付すべき起算時の属する年の
年賦金(若しくは
年賦金又は償置期間に係る利子

三十
るこ
農林
第十
第九
な事
この
て九
政令
で一
積雪
の二
右全
と議
決て、
昭和

このは
項は、農林省令へ
一日ま
とがで
たと
法律は
日をこ
定める
審査報生
附則
寒冷準
部を改
一致を
した。
告する。
三十五年

（さへない。）
の委任)
法律の施行に關し必
農林省令で定める。
公布の日から起算
えない範圍内におい
日から施行する。

起算時現在によるものとし、起算時現在に納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。以下この条において同じ。)を分割して、その申出に係る各転借人ごとの転借金債務の額(起算時現在によるものとし、起算時からその契約を締結する時までに相当する額のそれぞれをその額とする。)に相当する額及びこれらの額の合計額を当該貸付金債権に対応する債務の額から控除した額に相当する額のそれをその額とする。)を分割され
る数個の債権とし、その分割され

第五条 第二条の規定は、法人を相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。

(未納の利息及び延滞金に対する措置)

第六条 第一条第一項、第二条(前条において当該適用する場合を含む。)又は第三条第一項の規定により更迭契約を締結する場合において当該更迭契約に係る貸付金債権について未納の利息又は延滞金があるときは、当該未納の利息及び延滞金については、農林省令で定めるところにより、その額を当該貸付金債権に係る貸付金債権の償還期間に5月を加算した期間(当該貸付金債権に係る貸付金につき、交付審査の置留期間が課される場合には、当該交付金債権に係る貸付金の交付後5月を加算した期間

第七条 政府は、第一条第一項、二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付権について、起算時から当該更契約を締結する日までの延滞を徴収しないものとする。
(変更契約を締結することがある期間)

部を改正する法律案外三件

いた当該転借金債務の全部又は一部を当該引受けに係る債務の額に応じ当該受けの時において消滅させる旨を当該三者間の契約において定めること。

五五一
○は、當該變更契約を締結する年から二十日を経過する日までに付すれば足りるものとする。
(変更契約を締結する年に係る
書をつける)

第六条 第一条第一項、第二条（前款第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において、その締結する日が毎年十二月三十一日までの間に属するときは、当該契約により変更された償還に関する条件によつて、納付すべき起算時の属する年の利子（若しくは年賦金又は据置期間に係る利子

このて九十政令で積雪の一日に右全会と議決して報昭和參

農林委員會議院審査報告書
第三十五回
寒冷單牛部を改組する
一致をした。
告する。

吉書
古事記
在地帯振興臨時措置
正する法律案
もつて可決すべし
よつて要領書を添
日から施行する。

第五条 第二条の規定は、法人を相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。
(未納の利子及び延滞金に対する措置)
第六条 第一条第一項、第二条(前条において「準用する場合を含む。又は第三条第一項の規定により更変契約を締結する場合において当該変更契約による貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子及び延滞金については、農林省令で定めるところにより、その額額を当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三ヶ月を加えた期間(当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の据置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該据置期間を控除した期間)に相当する年数で除して得た額を、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の年賦金を新付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。

^(八) 業金の免除)
第七条 政府は、第一条第一項、二条(第五条において準用する場合を含む。)又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付債権について、起算時から当該更契約を締結する日までの延滞を徴収しないものとする。
(変更契約を締結することができる期間)
第八条 第一条第一項、第二条(五条において準用する場合を含む。)又は第三条第一項の規定による変更契約は、昭和三十七年三月三十日まででなければ、締結ことができない。
(農林省令への委任)
第九条 この法律の施行に関し必要な事項は、農林省令で定める。

審査報告書
積雪寒冷单作地帯振興臨時措置
の一部を改正する法律案
全会一致をもつて可決すべきもの
議決した。よつて要領書を添
報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、積雪寒冷单作地

帶振興臨時措置法による農業振興

計画の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和四十一年三月三十日まで五ヶ年延長しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律を施行するための経費は、積雪寒冷单作地帯農業振興計画の内容によつて定まるものであつて、昭和三十六年度において、要土地改良事業量の二割程度の事業を実施し、かつこれと均衡のとれた他の営農改善施設事業を実施するものとすれば、その所要額は約七十億円と見込まれ、これが予算的措置は今後に残されている。

積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案の本院提出案をここに送付する。

衆議院議長　清瀬　一郎

参議院議長　松野鶴平殿

参議院議長　清瀬　一郎

参議院議長　松野鶴平殿

参議院議長　清瀬　一郎

参議院議長　松野鶴平殿

参議院議長　松野鶴平殿

参議院議長　松野鶴平殿

参議院議長　松野鶴平殿

参議院議長　松野鶴平殿

附則第一項中「昭和三十六年三月三十日」を「昭和四十一年三月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【堀本宜実君登壇、拍手】

○堀本宜実君　ただいま議題となりました農林水産委員会に付託の法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、開拓関係三法案についてあります。これらはいずれも衆議院で

修正されておりますが、

第一に、開拓營農振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、現行臨時措

置法の対象となつてゐる不振開拓者に

対して開拓者資金融通特別会計から災害資金を貸し付ける道を開き、また農林大臣の諮問に応じ開拓營農の振興に

関する重要事項を調査審議するため、農林省に開拓營農振興審議会を設けようとするものであり、

第二に、開拓者資金融通法の一部を

改正する法律案は、政府の貸付金の債権の管理事務を簡素にするため、今後貸し付ける資金について、実質的に一本經理ができるよう、法律上据置期間とこれを含む償還期間の限度を一年延長するとともに、開拓營農振興組合またはその組合員たる開拓者に貸し付ける振興対策資金の貸付条件を緩和しようとすることである。

第三に、開拓者資金融通法による政

府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案は、昭和三十四年度まで貸し付けられた資金について、未納の元金並びに利子及び延滞金を将来にわたつて分割償還できることとする

とともに、今後資金は直接開拓者個人に貸し付けることを原則とする方針を

もつて、既貸付分について、この際、人貸しに切りかえるため必要な規定を設けた等であります。

以上三法律案について、委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、質疑に入ります。

つき、一括して審査することとし、補足

りまして、これらはいずれも衆議院で

修正されておりましたが、これが詳細は会議録に譲ります。討論においては特に発言がなく、採決の結果、この法律案は

引き、一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより四案の採決をいたし

ます。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

【参事朗読】

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

【参事朗読】

本日委員長から左の報告書が提出され

た。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法の一部を改正する法律案可決報告書

書

未帰還者留守家族等援護法の一部を

改正する法律案可決報告書

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

書

同和対策審議会設置法案可決報告書

火薬類取締法の一部を改正する法律案可決報告書

書

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とナエッコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

南極条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

四条に基づく使用総調書、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五条に

基づく使用総調書、昭和三十四年度

一般会計予備費使用総調書(その1)

及び昭和三十四年度特別会計予備費

会計予備費使用総調書(その2)、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五

条に基づく使用総調書、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五

条に基づく使用総調書(その2)、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五

容であります。委員会におきましては、提案理由の説明を聞き、質疑に入ります。

他この種特殊立法との関係が問題となりましたが、これが詳細は会議

に譲ります。討論においては特に発

言がなく、採決の結果、この法律案は

全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより四案の採決をいたし

ます。

四案全部を問題に供します。四案に

賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

【参事朗読】

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させ

ます。

【参事朗読】

本日委員長から左の報告書が提出され

た。

社会保険審査官及び社会保険審査会

法の一部を改正する法律案可決報告書

書

未帰還者留守家族等援護法の一部を

改正する法律案可決報告書

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

書

同和対策審議会設置法案可決報告書

火薬類取締法の一部を改正する法律案可決報告書

書

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とナエッコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

南極条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

四条に基づく使用総調書(その2)、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五

条に基づく使用総調書(その2)、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五

の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

道路運送法の一部を改正する法律案可決報告書

電気工事士法案可決報告書

電源開発促進法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣提出、衆議院送付

を「附則第四十五項」に改める。
 附則第四十七項を附則第四十八項
 とし、附則第四十六項中「○附則第
 法〔被爆者被災者等援護法〕」を「附則第
 四十四項」を「附則第四十五項」に
 改め、同項を附則第四十七項とし、
 ○附則第四十五項中「童蒙援護法」」を「被爆者
 被災者等援護法」」
 ○附則第四十四項及び附則第四十五
 項を「附則第四十四項」とし、附則第
 四十二項の次に次の二項を加える。
 43 厚生大臣は、前項の規定により
 療養の給付を受けている者が、同
 項に規定する期間を経過する日に
 おいて、なお、引き続き療養を要
 する場合においては、その期間の
 経過後においても、さらに二年
 期間、その者の申請により、必要な
 療養の給付を行なうことができる。

附則に次の二項を加える。
 (略)時金に相当する給付を受けたため旧
 未復員者給付法等の規定による療養を受ける
 ことができなかつた者に対する療養の給
 付

44 この法律施行前に復員した者、旧特別未
 帰還者給付法第一条に規定する特別未帰還者
 又は日本との平和条約第十一条に掲げる裁
 判により本邦において拘禁され、この法律
 の施行前にその拘禁を解かれた者であつて、
 同一の事由について、法令の規定により旧未
 復員者給付法(旧特別未帰還者給付法第二条
 において準用する場合を含む。以下同じ。)の
 規定による障害一時金に相当する給付を受け
 たため、この法律の規定による障害一時金に相
 当するもの(附則第二十六項ただし書の規定に

改め、同項を附則第四十七項とし、
 ○附則第四十五項中「童蒙援護法」」を「被爆者
 被災者等援護法」」
 ○附則第四十四項及び附則第四十五
 項を「附則第四十四項」とし、附則第
 四十二項の次に次の二項を加える。
 43 厚生大臣は、前項の規定により
 療養の給付を受けている者が、同
 項に規定する期間を経過する日に
 おいて、なお、引き続き療養を要
 する場合においては、その期間の
 経過後においても、さらに二年
 期間、その者の申請により、必要な
 療養の給付を行なうことができる。

44 この法律施行前に復員した者、旧特別未
 帰還者給付法第一条に規定する特別未帰還者
 又は日本との平和条約第十一条に掲げる裁
 判により本邦において拘禁され、この法律
 の施行前にその拘禁を解かれた者であつて、
 同一の事由について、法令の規定により旧未
 復員者給付法(旧特別未帰還者給付法第二条
 において準用する場合を含む。以下同じ。)の
 規定による障害一時金に相当する給付を受け
 たため、この法律の規定による障害一時金に相
 当するもの(附則第二十六項ただし書の規定に

改め、同項を附則第四十七項とし、
 ○附則第四十五項中「童蒙援護法」」を「被爆者
 被災者等援護法」」
 ○附則第四十四項及び附則第四十五
 項を「附則第四十四項」とし、附則第
 四十二項の次に次の二項を加える。
 43 厚生大臣は、前項の規定により
 療養の給付を受けている者が、同
 項に規定する期間を経過する日に
 おいて、なお、引き続き療養を要
 する場合においては、その期間の
 経過後においても、さらに二年
 期間、その者の申請により、必要な
 療養の給付を行なうことができる。

より療養の給付を受けるに至つた者を除く。)
 のうち厚生大臣が療養の給付を行なう必要が
 あると認める者については、附則第二十二項
 ただし書の規定にかかわらず、第十九条第一
 項の規定を適用する。この場合において、第十一
 条第一項中「自己の責に帰ずることのでき
 ない事由により」とあるのは「復員前、歸国前
 又は歸國前若しくは拘禁中の自己の責に帰する
 ことのできない事由により」と、「歸還後療養
 を要する場合は」あるのは「復員後、歸国後又
 は拘禁を解かれて歸國後若しくは拘禁を解か
 れた後療養を要する場合は」と、「歸還後三年」
 とあるのは「未帰還者等の家族等援護法の一
 部を改正する法律(昭和三十五年法律第
 二号)の施行後三年」と読み替えるものとする。

よつて国会法第八十三条により送付
 する。

昭和三十五年七月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 野野村平殿

法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

関以外の医療機関からこれらの医
 療を受けたときは、その者に対

公共団体の負担による医療の現物
 給付として行なわれたときは、当

該

療機関から医療を受けた場合にお
 いては、厚生大臣は、一般疾病医

療費として当該被爆者に支給すべ
 き額の限度において、その者が当

該

医療に關し当該医療機関に支払
 うべき費用を、当該医療機関に代わ
 り、当該医療機関に支払うことが
 できる。

3 特別被爆者が被爆者一般疾病医
 療機関から医療を受けた場合にお
 いては、厚生大臣は、一般疾病医

療費として当該被爆者に支給すべ
 き額の限度において、その者が当

該

医療に關し当該医療機関に支払
 うべき費用を、当該医療機関に代わ
 り、当該医療機関に支払うことが
 できる。

2 前項の医療に要した費用の額の
 算定については、前条第二項の規
 定を準用する。

4 前項の規定による支払いがあつ
 たときは、当該被爆者に対し、一
 般疾病医療費の支給があつたもの
 とみなす。

5 国民健康保険の被保険者である
 特別被爆者が、第一項に規定する
 負傷又は疾病について国民健康保
 障法による療養取扱機関である被
 爆者一般疾病医療機関から医療を
 受ける場合には、同法の規定によ
 り当該医療機関に支払うべき一部
 負傷又は疾病について国民健康保
 障法による療養取扱機関である被
 爆者一般疾病医療機関から医療を
 受け、若しくは受けたことがで
 きたとき、又は当該医療が法令の
 規定により国若しくは地方公共團
 体の負担による医療に關する給付
 の規定により医療に關する給付を
 受け、若しくは受けたことがで
 きたとき、又は当該医療が法令の
 規定により國若しくは地方公共團
 体の負担による医療に關する給付
 の規定により医療に關する給付を
 受けたときは、当該医療に
 関し厚生大臣が第三項の規定によ
 る支払いをしない旨の決定をする
 までは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十四条の三 都道府県知事は、そ
 の開設者の同意を得て、前条第三

項の規定による支払いを受けるこ
 とができる病院若しくは診療所又

は薬局を指定する。

〔審査報告書は都合により追録に
 掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に
 掲載〕

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払いを受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第九条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第十四条の四 厚生大臣は、第十四条の二第三項の規定による支払いをなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会の意見を聞かなければならぬ。

2 国は、第十四条の二第三項の規定による支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する(報告の請求等)。

第十四条の五 第十三条の規定は、第十四条の二第三項の規定による支払いのため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十四条の六 特別被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかるときは、当該負傷又は疾患有に係る一般疾病医療費の支給は、行なわない。

第十四条の七 特別被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不衛生によつて負傷し、又は疾病にかかつたと

きは、当該負傷又は疾患有に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行なわざることができ。特別被爆者が、重大な過失による支払いを受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第十四条の八 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者が第七条第一項の規定による医療の給付を受けている期間、月額二千円を限度として、医療手当を支給することができる。

第二十条中「都道府県知事が行なう事務に要する費用」を「都道府県知事が行なう事務に要する費用及び医療手当を支給することができる。」を改める。

第二十四条中「第十四条第三項」の下に「(第十四条の五において準用する場合を含む。)」を加える。

(施行期日)

1 この法律は、^(公布の日)昭和三十五年七月一日から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

2 社会保険診療報酬支払基金法

(昭和二十三年法律第二十九号)
の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「原子爆弾被爆者

者の医療等に関する法律(昭和三十一年六月十二日法律案)付されたものであります。

二年法律第四十一号)第十二条第三項の下に「若しくは第十四条の四第一項」と、「医療機関の請求することのできる診療報酬の類」の下に「又は被爆者一般疾病医療機関に支払うべき額を、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項」の下に「若しくは第十四条の四第二項」に「又は一般疾病医療費に相当する額」を加える。

【加藤武徳君登壇、拍手】
○加藤武徳君 大だいま議題となりました三法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会が行なう事務に要する費用及び医療手当の支給に要する費用に、「長崎市の長が行なう事務に要する費用」を市長が行なう事務に要する費用とし、医療手当の支給に要する費用に「長崎市の長が行なう事務に要する費用」を改める。

第二十四条中「第十四条第三項」の下に「(第十四条の五において準用する場合を含む。)」を加える。

(附 则)

1 この法律は、^(公布の日)昭和三十五年七月一日から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

2 社会保険診療報酬支払基金法

(昭和二十三年法律第二十九号)
の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「原子爆弾被爆

する法律の一部を改正する法律案の内容は、原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、原子爆弾の放射能を多量に浴びた被爆者に対するは、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に被爆者に対するは、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に被爆者に対するは、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

右の本院提出案をことに送付する。

昭和三十五年六月十七日
参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長 清瀬 一郎

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長中野文門君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

同和対策審議会設置法案の提出案をこれに送付する。

昭和三十五年六月十七日
参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長 清瀬 一郎

また、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、原子爆弾の放射能を多量に浴びた被爆者に対するは、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に被爆者に対するは、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

わゆる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

また、疾病についても国が必要な医療の給付を行なうとともに、現行法に

受けている者については、その医療を受けて医療手当を支給することとしたのであります。

なお、衆議院におきましては、この法律を公布の日から施行することに修正したのであります。

本委員会におきましては、右三法律案について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ります。かくて質疑を終了し、討論に入りましたが、格別の意見もなく、三法律案につき順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に

追加して、

同和対策審議会設置法案(衆議院提出案)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まわる原爆症の認定患者に対する一定の治療手当を支給することとしたのであります。

</

官報 (号外)

- 3 委員は、非常勤とする。
(会長及び副会長)
第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 審議会は、会長を招集する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(専門委員)
第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以内を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4 専門委員は、非常勤とする。
(幹事)
第六条 審議会に、幹事二十人以内を置く。
2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
4 幹事は、非常勤とする。
(部会)
第七条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

(事務局)

第八条 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(委任規定)

第九条 この法律に定めるものは、か、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十五条第一項の表中宇宙開発審議会の項の次に次のよう加え
る。

同和対策審議会設 置法(昭和三十五 年法律第二百二十七 号)の規定により その権限に属せし められた事項を行 なうこと。	同和対策審議会設 置法(昭和三十五 年法律第二百二十七 号)の規定により その権限に属せし められた事項を行 なうこと。
--	--

(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

本法案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかるものであります。まず、この法案の内容を申し上げますと、同和地区における生活環境は劣悪なるものが多く、その居住者の大部分は経済的基盤を欠き、そのため、旧来の差別問題も払拭されていらないという状況にあるので、この同和問題の解決に資するため、総理府に付属機関として存続期間二年とする同和対策審議会を設置せんとするものであります。この審議会は二十人以内の委員で組織し、同和問題の解決のために必要な総合的な施策の樹立、その他、同和地区に関する社会的人以内的問題の解決に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関する内閣総理大臣の諸問題に答申し、必需要に応じて内閣総理大臣に建議することができます。内閣委員会は、前後二回、委員会を開き、この間、提案者並びに関係当局の出席を求めて本法律案を審議いたしましたが、その審議におきましては、差別問題に関する諸般の事項、法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、火薬類取締法の一部を改正する法律案、電気工事士法案(いすれも内閣提出、衆議院送付)、電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)、以上三案を一括して議題とする」ととて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長山本利壽君。

〔審査報告書は都合により追録にて掲載〕

火薬類取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年七月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

參議院議長 松野鶴平殿

火薬類取締法の一部を改正する法律案

火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第四十五条」を「第四

十五条の三」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第二条第三号イ中「獵銃雷管」を「銃用雷管」に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第七条中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、「認めるときは、許可を与えないなければならない。」を「認めるときでなければ、許可をしてはならない。」に改め、同条中第三号を「第四号」とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 製造又は販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があることをする」を削る。

第十二条第二項中「適合するものであるときは、許可を与えないなければならない。」を「適合するものであると認めるときでなければ、許可をしない」と改める。

第十六条第一項中「営業」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十七条第一項第二号を次のように改める。

二 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すところ。

第十七条第一項第四号中「採掘をする者が」の下に「銃物を掘採する目的で」を加え、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを

による運搬については運輸大臣、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他による運搬については都道府県公安委員会に改め、同条第二号中「又は消費」を「消費又は廃棄」に改め、同条に次の一号を加える。

四 火薬類を廃棄した者に対し

て、その廃棄した火薬類の収去を命すること。

第三章中第四十五条の次に次の二条を加える。

第四十五条の二 警察官は、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、

火薬類を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、当該車両により火薬類を運搬する者に対して、運搬証明書の提示を求め、若しくは第二十条第二項の技術上の基準若しくは運搬証明書に記載された内容に従つて運搬していふかどうかについて検査し、又は災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第四十三条第四項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（火薬類取締官）

第四十五条の三 製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者その他火薬類を取り扱う者に対する監督又は指導を行なわせるため、通商産業省に火薬類取締官を置く。

2 火薬類取締官の資格に関する必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「又は第二十一条第一項を「第二十五条第一項又は第二十七条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「(国を除く。)」を削り、同項の表第六号中「第二十条」を「第十九条第一項」に、同表第一項に改め、同項を同条第六項十二条の二第二項若しくは第十六条第一項に改め、同項を同条第六項二項中「通商産業大臣に対してする者」の下に「第十二条第一項の許可又は火薬類取締主任者免状」を「火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状」に改め、同条第三項の次に次の二項を追加する。

第五十条第一項中「第十二条の二第二項」の下に「第十四条第二項」と「第十六条第一項」の下に「第十五条の二」を加え、「甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状」を「甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状」に改める。

第五十一条第一項中「第三十条第二項及び第三十六条」を「第三十六条第一項第一号の規定は、各十六条第一項第一号の規定は、各三十五条の二」を加え。「海上保安庁長官（湖沼河川については、都道府県知事）」を「海運局長」に改める。

第三十五条、第三十五条の二、第三十八条、第四十一条並びに第四十六条第一項第一号の規定は、各十六条第一項第一号の規定は、各三十五条の二」を加え。「海上保安庁長官（湖沼河川については、都道府県知事）」を「海運局長」に改める。

第五十二条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、第十七条第一項又は第二十五条第一項の許可をしようとするときは、政令で定めることにより、都道府県公安委員会の意見をきかなければならぬ。

第五十二条第一項を次のように改める。

第五十二条中第二項を第五項として、

第一項の次に次の二項を加える。

第五十七条に次の二項を加える。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により道公安委員会の権限に属する事項は、政令の定め

るところにより、方面公安委員会に行なわせることができる。

第五章中第五十七条の次に次の二項を加える。

第六十二条第一項中「第三十一条第四項」を「第三十二条第五項」に、

第四項を「第三十一号中「第四十一条」を「第四十二条第一項」に、

又は虚偽の記載をした者」を「若し

くは虚偽の記載をして、又は同条第一

十四条若しくは第四十五条の規定による区分をしてたときは、又は第

二十二条の二第二項若しくは第十六

条の規定による届出を受理したと

いて、「許可」又は「認可」とあ

るのは、「承認」とする。

第五十八条中「二十万円」を「三十

万円」に改める。

第五十九条中「五万円」を「十万

円」に改め、同条第五号の次に次の二項を加える。

五 前二項に規定するもののはか、保安庁長官に通報しなければならない。

第三条、第四条、第十一条第二項及び第三项、第十三条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十八条、第四十一条並びに第四十六条第一項第一号の規定は、各三十五条の二」を「海運局長」に改め、同条第五号の次に次の二項を加える。

五の二 第二十七条第一項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類を廃棄した者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、認可を受けないで火薬類を廃棄した者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の五 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の六 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の七 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の八 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の九 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十 第二十九条第二項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十一 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十二 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十三 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十四 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十五 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十六 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十七 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十八 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の十九 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十一 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十二 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十三 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十四 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十五 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十六 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十七 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十八 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の二十九 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十一 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十二 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十三 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十四 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十五 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十六 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十七 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十八 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の三十九 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十一 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十二 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十三 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十四 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十五 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十六 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十七 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十八 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の四十九 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

六の五十 第二十九条第一項

第五項において準用する場合を含む。の規定に違反し、認可を受けないで火薬類の製造、販売又は消費をした者

第五十九条第六号の次に次の二号を加える。

項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十五条规定の第二項、第三十六条规定の第一項」に改め、同条第四号中「又は第四十六条第一項」を「第三十五条の二、第二項又は第四十六条第一項」に改め、同条第五号中「第四十三条第一項若しくは第二項」を「第四十三条第一項から第三項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

六 第四十五条の二第一項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、若しくは検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

附 則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 改正前の第二十条第一項の規定に基づいて交付された運搬証明書は、改正後の運搬証明書とみなす。

3 改正前の第二十七条第二項の規定により火薬類の廃棄の届出をした者であつて、この法律の施行の日から起算して十日以内に当該届出に係る火薬類を廃棄するものは、改正後の同条第一項の規定により火薬類の廃棄について許可を受けたものとみなす。

4 改正前の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類作業主任者若しくは火薬類取扱主任者は、それぞれ改正後の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類製造保任者の代理者は、それぞれ改正後の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類取扱主任者は、それぞれ改正後の第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により届け出た火薬類製造保任者の代理者とみなす。

5 改正前の第三十一条第三項の規定に基づいて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状(火薬類取扱法附則第五項の規定により同法の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなされたものを含む)は、それぞれ改正後の同条第一項又は第二項の火薬類製造保任者免状とみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

7 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

(建築基準法の一部改正) 別表第二(ろ)項第三号(中「玩具用煙火」を「玩具煙火」に改め、同表は項第一号(中「火薬類の製造」を「火薬類(玩具煙火を除く。)の製造」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正) 第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するための設置する屋内配線、屋外配線その他の工作物をいう。ただし、

8 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

(通商産業省設置法の一部改正) 第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するための設置する屋内配線、屋外配線その他の工作物をいう。ただし、

9 (自衛隊法の一部改正) 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のよう改訂する。

第一項第一項中「火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の規定は、」の下に「同法第五十七条の二の規定にかかわらず、」を加え、「第十九条第二項」を「第十条第一項、第二十七条の二」に改め、「第二十九条」を削る。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により付する。

昭和三十五年七月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

參議院議長 松野鶴平殿 一郎

(目的) 電気工事士法案

電気工事士法

県知事が交付する。

第四条 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

2 電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 電気工事士試験に合格した者

二 通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者

3 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同一以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に對しては、電気工事士免状の交付を行なわないこととする。

4 その設置及び管理に関する事項について法令に特別の定めのある工作物その他の電気に関する保安上支障がないと認められる工作物であつて、政令で定めるものを除く。

5 一 この法律の規定に違反したとき、その電気工事士免状の返納を命ぜられ、その日金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

6 都道府県知事は、電気工事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

7 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

8 電気工事士試験は、一般用電気工作物の保安に關して必要な知識及び技能について行なう。

9 電気工事士試験は、都道府県知事が行なう。

10 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他の電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

11 電気工事士試験の実施に關する事務を行なわせるため、都道府県に、電気工事士試験委員を置く。

12 電気工事士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(電気工事士の義務) 第七条 電気工事士は、電気工事の作業に從事するときは、法令で定める一般用電気工作物の保安に關係する基準に適合するようにその作業をしなければならない。

2 電気工事士は、電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状を携帯しないなければならない。

(届出)

第八条 電気工事士は、電気工事の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたとき、又はその業務を廃止したときも、同様とする。

(報告の微収)

第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士に対し、電気工事の業務に関する報告をさせることができる。

(手数料) 第十条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を都道府県に納めなければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 電気工事士試験を受けようとする者	千五百円
二 電気工事士免状の交付を受けようとする者	四百円
三 電気工事士免状の再交付を受けようとする者	二百円
四 電気工事士免状の書換えを受けようとする者	百円

(異議の申立て)

第十二条 第四条第四項の規定による都道府県知事の処分に対して不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

(罰則)

第十三条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをしてした者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならぬ。前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。聽聞に際しては、異議の申立てをした者に対することは、

3 をした者に対し、当該事案について

電気工事士免状を返納しなかつた者

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

「火力、原子力」に改める。
第三条第二項第三号中「火力」を「火力、原子力」に改める。

第二十三条の二 会社は、前条第一項の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに関連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行なうことができる。

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第三条、第七条から第九条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から起算して二年六月をとえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八条の規定の施行の際現に電気工事の業務を行なつている電気工事士は、同条の施行の日から一月以内に、同条の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

2 会社が前項の事業を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十五条の二中「第二十三条第二項」の下に、「第二十三條の二第二項」を加える。

二項若しくは第三項の下に、「第二十三条の二第二項」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第十四条 第二条の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第十五条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十五年七月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

官を置き、警察官に立ち入り検査などを緊密な協力を求め、かつ事業者側の保安教育と定期的な自主検査の制度を設けていくことなどがあります。

次に、電気工事士法案は、電気工事の作業に従事する者の資質向上をはかるため、試験等によってその資格を定めるとともに、一定の義務を課し、これにより電気工事の欠陥による災害を防止しようとするものであります。

次に、電源開発促進法の一部を改正する法律案は、電源開発株式会社が、その目的とする事業の遂行に支障のない範囲内において海外技術援助を行なうを得るようにして、あわせて原子力発電のための電源開発をも行ない得ることを明確にするための改正であります。

以上が各法律案の要旨であります。

商工委員会において審査の結果、これら三件とも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

○山本利壽君 ただいま議題となりました三件の法律案につきまして、商工委員会の審査の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

まず、火薬類取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、火薬、煙火類の爆発事故を防止するため現行法を強化しようとしているもので、その要点は、火薬類の製造販売などの許可基準や、運搬廃棄など

の規定を厳重にし、新たに火薬類取締

法を置き、警察官に立ち入り検査などを緊密な協力を求め、かつ事業者側の保安教育と定期的な自主検査の制度を設けていくことなどあります。

次に、電気工事士法案は、電気工事の作業に従事する者の資質向上をはかるため、試験等によってその資格を定めるとともに、一定の義務を課し、これにより電気工事の欠陥による災害を防止しようとするものであります。

次に、電源開発促進法の一部を改正する法律案は、電源開発株式会社が、その目的とする事業の遂行に支障のない範囲内において海外技術援助を行なうを得るようにして、あわせて原子力発電のための電源開発をも行ない得ることを明確にするための改正であります。

以上が各法律案の要旨であります。

商工委員会において審査の結果、これら三件とも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

○山本利壽君 ただいま議題となりました三件の法律案につきまして、商工委員会の審査の結果、これら三件とも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） この際、日程に追加して、

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

一日から同年十二月二十五日までの間ににおいて使用されました八十三億余万円について承諾を求めていたのであります。

最後に、昭和三十四年度特別会計予備費使用総額書(その1)について申し上げます。昭和三十四年度各特別会計予備費の予算総額千二百七十六億余万円のうち、昭和三十四年七月二十八日から同年十二月二十五日までの間ににおいて使用されました五百五十九億余万円について承諾を求めていたのであります。

決算委員会におきましては、以上六件につきまして当局の説明を聞いた上、慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、右六件は一括して承諾を与えました次第であります。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより六件の採決をいたしました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定について承認を求める件、

国際開発協定の締結について承認を求める件、

南極条約の締結について承認を求める件、

日本国とチニコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求める件、

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求める件(いすれも衆議院送付)、

以上五件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定について承認を求めるの件

1. 原子力の平和的利用における協力を相互に協力することを意図し、次のとおり協定した。

第一条

1. 両当事国政府は、この協定の範囲内の事項について、可能な限り、相互に援助を与える。両当事国政府は、この協定の範囲内の事項について、それぞれの政府企業及び同政府の管轄の下にある者との協力を促進し、かつ、容易にする。

2. いすれか一方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある者との協力を促進し、かつ、容易にする。

3. いすれか一方の当事国政府の政

府企業又は同政府の管轄の下にあ

る者は、自國政府の一般的又は個

別許可を得て、設備、施設、資

材、原料物質、特殊核物質及び燃

料を、商業的条件又は他に合意されるところに従つて、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者に供給し、又はこれらから受領することができる。

4. いすれか一方の当事国政府の政

府企業又は同政府の管轄の下にある者は、必要がある場合には自國政府の一般的又は個別の許可を得て、この協定の範囲内の事項について、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者と直接に取引し、及び他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者のために役務を行ふ、又はこれらから役務を受けることができる。

(d) 設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用

(e) 技術援助及び役務の提供

2. この条に定める協力は、合意される条件に基いて、かつ、それぞれ日本国政府及びカナダ政府は、原子力の平和的用途への利用によつて生ずることが期待されるエネルギー供給の増加、農業及び工業の生産の向上、疾病を克服する知識及び方法の入手可能性の拡大並びに健全な、かつ、有益な目的のための研究の増進を含む多くの利益を認め、原子力の開発が両国民の福祉及び繁栄のために貢献することを促進し、かつ、増大することを希望し、原素力の平和的利用の促進及び開発についての効果的な協力が両国にもたらす利益を認め、

したがつて、これらの目的のため相互に協力することを意図し、次のとおり協定した。

第一条

1. この協定が意図する協力は、原素力の平和的利用に関連し、かつ、次に掲げることを含むものとする。

(a) 次のことに関する情報を含む

(i) 保健上及び安全上の問題

(ii) 公開の情報の供給

(iii) 研究及び開発

(iv) 設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の供給

3. いすれか一方の当事国政府の政

府企業又は同政府の管轄の下にあ

る者は、自國政府の一般的又は個

別許可を得て、設備、施設、資

材、原料物質、特殊核物質及び燃

料を、商業的条件又は他に合意されるところに従つて、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある者に供給し、又はこれらから受領することができる。

4. いすれか一方の当事国政府の政

府企業又は同政府の管轄の下にある者は、必要がある場合には自國政府の一般的又は個別の許可を得て、この協定の範囲内の事項について、他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者と直接に取引し、及び他方の当事国政府、その政府企業又は同政府の管轄の下にある許可された者のために役務を行ふ、又はこれらから役務を受けることができる。

(d) 設備及び施設へ近づくこと並びに設備及び施設の使用

(e) 技術援助及び役務の提供

3. いすれか一方の当事国政府の政

府企業又は同政府の管轄の下にあ

る者は、自國政府の一般的又は個

別許可を得て、設備、施設、資

材、原料物質、特殊核物質及び燃

のためのみならず国際社会全体のためにも望ましいこと

これらの目的的達成は、低開発国における資源の開発を援助するための公私資本の国際流通の増加によつて容易にされること

を考慮して、
ことに次のとおり協定する。

序

国際開発協会（以下「協会」といふ）は、次の規定に従つて設立し、かつ、運営する。

第一条 目的

協会は、世界の低開発地域で協会の加盟国に含まれるものにおける重要な開発上の需要に応じるため、特に、通常の貸付けの条件よりも弾力的ななかつ国際収支に対する負担が軽い条件で融資を行ない、もつて国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）の開発目的を促進し、かつ、その活動を補足することにより、当該地域における経済開発を促進し、生産性を増大し、及び生活水準をこうして向上させることを目的とする。

協会は、この条の規定をそのすべての決定の指針としなければならない。

第二条 加盟国の地位及び

当初出資

第一項 加盟国の地位
(a) 協会の原加盟国とは、この協定の附表Aに掲げる銀行の加盟国で、第十一項第二項(c)に明記する日以前に協会の加盟国地位を受諾するものをいう。

(b) 加盟国の地位は、協会が定める時期に、かつ、協会が定める

条件に従つて、銀行の他の加盟国にも開放される。

第二項 当初出資

(a) 各加盟国は、加盟国の地位を受諾したときは、自國に割り当てられた額を出資するものとする。この出資は、この協定において当初出資といふ。

(b) 各原加盟国に割り当てられた当初出資の額は、附表A中の自己名に対応して掲げる額で千九百六十年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルにより表示されたものとする。

(c) 各原加盟国が当初出資の額の十パーセントは、協会が第十一項第四項の規定に従つて業務を開始した日の後三十日以内又は当該原加盟国が加盟国となつた日のいすれかおそい日にその五十分の九十九又は一百一十パーセントは、協会が第十一項及びその後當初出資の額の十パーセント、協会の業務開始の後一年でその十二・五パーセント及びその後當初出資の額の十パーセント分が全額払い込まれるまでの間一年ごとに十二・五パーセントを金又は自由交換可能通貨で払い込むものとする。

(d) 各原加盟国が当初出資の額の百六十年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルにより表示されたものとする。

(e) 協会は、(d)又は第四条第二項の規定に基づいて当該加盟国により払い込まれたか又は払い込まれるべき加盟国の通貨の一部が自らの業務に必要でないと認めるとときは、その代りに、当該加盟国の政府又は当該加盟国が指定した寄託所が発行する手形その他の債務証書を当該加盟国から受領する。この手形その他の債務証書は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求に応じて指定寄託所における協会の勘定に額面で支払われるべきものとする。

(f) この協定の適用上、協会は、次のものを「自由交換可能通貨」とみなす。

(i) 加盟国の通貨で、協会が

国際通貨基金と協議の後、協会の業務の目的のため他の加盟国に十分交換可能であると認めたもの

(ii) 加盟国の通貨で、当該加盟

項の規定に従つて協会が業務を開始した日以後三十日以内又は当該原加盟国が加盟国となつた日のいすれかおそい日に、第二の分割払については協会の業務開始の後一年で、その後の分割払については当初出資の額の九

十パーセント分が全額払い込まれるまでの間一年ごとに払い込まれるものとする。

(b) 原加盟国以外の加盟国が当初出資を行なう条件並びに当初出資の額及び支払条件は、第一項の規定に従つて協会が定める。

(c) 協会が別に合意する場合を除くほか、附表A第一部に掲げる各加盟国は、(d)の規定に従つて自國が自由交換可能通貨として払い込んだ自國通貨について、払込みの時における交換可能性と同一の交換可能性を維持するものとする。

(d) この項に基づくすべての決定は、総投票権数の三分の二の多数により行なう。

(e) 協会は、(d)又は第四条第二項の規定に基づいて当該加盟国により払い込まれたか又は払い込まれるべき加盟国の通貨で供給する補足資金

(f) 協会は、この協定の規定に合致し、かつ、合意された条件で、加盟国から、その加盟国が当初出資又は追加出資のため払い込む額に加え、他の加盟国による補足資金を受領する

(g) 協会が別に合意する場合を除くほか、附表A第一部に掲げる各加盟国は、(d)の規定に従つて、当該加盟国がその相対的投票権を維持に定める条件に従つて、当該加盟国がその相対的投票権を維持することができるよう額を出資する機会を与えられる。もつとも、加盟国は、出資する義務を負うものではない。

(h) 原加盟国による追加出資は、総投票権数の三分の二の多数により行なう。

(i) 原加盟国が他の加盟国の通貨

(j) 第二項 加盟国が他の加盟国の通貨

(k) 第三項 責任の限度

加盟国は、加盟国であるという理由によつて、協会の義務に対し責任を負うものではない。

(l) 第三条 資金の追加

(a) 協会は、原加盟国による当初出資の払込みの完了の予定に照らして適当と認める時に及びその後は約五年ごとに、協会の資金量の適否について検討し、望ましいと認めたときは、出資額の一般的な増加を承認するものとする。前記の規定にかかるわらず、出資額の一般的又は個別の増加は、いつでも承認される。ただし、個別的な増加は、関係加盟国との要請に応じてのみ考慮する。

(b) (c)の規定に従うことの条件として、追加出資が承認されたときは、出資を承認された額及び出資に関する条件は、協会が定めるところによる。

(d) 協会は、資金を供給した加盟国に対し、こうして供給した資金の額及び通貨並びに当該資金に關する取極の条件を掲げた特

(a) 各原加盟国が当初出資の額の残余の九十パーセントは、附表A第一部に掲げる加盟国については金又は自由交換可能通貨で、附表A第二部に掲げる加盟国については出資を行なう。当該加盟国の通貨で払い込むものとする。原加盟国が当初出資の額のこの九十パーセント分は、五年間に均等に分割して、最初の

(b) (c)の規定に従うことを条件として、追加出資が承認されたときは、出資を承認された額及び出資に関する条件は、協会が定めるところによる。

(d) (e)の規定に従つて協会が業務を開始した日以後三十日以内又は当該原加盟国が加盟国となつた日のいすれかおそい日に、第二の分割払については協会の業務開始の後一年で、その後の分割払については当初出資の額の九

十パーセント分が全額払い込まれるまでの間一年ごとに払い込まれるものとする。

(f) 協会は、(d)又は第四条第二項の規定に基づいて当該加盟国により払い込まれたか又は払い込まれるべき加盟国の通貨で供給する補足資金

(g) 協会が別に合意する場合を除くほか、附表A第一部に掲げる各加盟国は、(d)の規定に従つて、当該加盟国がその相対的投票権を維持に定める条件に従つて、当該加盟国がその相対的投票権を維持することができるよう額を出資する機会を与えられる。もつとも、加盟国は、出資する義務を負うものではない。

(h) 原加盟国による追加出資は、総投票権数の三分の二の多数により行なう。

(i) 原加盟国が他の加盟国の通貨

発証書は、投票権を伴わず、かつ、協会に対してのみ譲渡することができるものとする。

(c) この項のいかなる規定も、協会が合意された条件で加盟国から当該国の通貨による資金を受領することを妨げるものではない。

第四条 通貨

第一項 通貨の使用

(a) 協会は、第二条第二項(d)の規定に基づいて附表A第一部に掲げた通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該出資が承認される条件に従つて規律される。

(b) 原加盟国の当初出資以外の出資の払込みとして協会が受領した通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該出資が承認される条件に従つて規律される。

(c) 出資以外の補足資金として協会が受領した通貨及びその通貨から元本、利子又は他の手数料として生じた通貨の使用可能性は、当該通貨が受領される取極の条件に従つて規律される。

(d) 協会が受領した他のすべての通貨は、協会が自由に使用し及び交換することができ、使用され又は交換される通貨の属する加盟国による融資される事業が、協会により融資される加盟国と、当該融資に関して元本、利子又は他の手数料として受領した当該加盟国の通貨を協会が使用する計画が実現される加盟国と、当該融資において実現される事業計画のため必要とされるものの支払のために、使用することができる。

(e) 協会は、第二条第二項(d)の規定に基づき附表A第一部に掲げた通貨により払い込まれた出資分が相当な期間を通じて協会によりほぼ比例的に使用されることを確保するため、適切な措置を執るものとする。ただし、金又は出資加盟国の通貨以外の通貨により払い込まれた出資分は、一層すみやかに使用することができる。

その他の方で、協会により融資され、かつ、当該加盟国の領域において実現される事業計

画のために使用することができる。

(a) 加盟国の通貨の平価が引き下げられた場合又は加盟国の通貨の外國為替相場がその加盟国で最も著しく低落したと協会が認めた場合には、その加盟国は、その加盟国が第二条第二項(d)の規定に基づいて協会に払い込んだ通貨及び(3)の規定に基づいて提供された通貨(当該通貨が第一条第二項(e)の規定に従つて手形により保有されているかどうかを問わない)の額の出資の時における価値を維持するに足りる自由通貨の追加額を相当の期間内に協会に支払うものとする。ただし、この規定は、当該通貨がすでに支出されていないか又は他の加盟国の通貨に交換されていない限り及びその限度において、適用する。

(b) 加盟国の通貨の平価が引き上げられた場合又は加盟国の通貨の外國為替相場がその加盟国で最も著しく上昇したと協会が認めた場合には、協会は、(a)の規定が適用される通貨の額の価値の増加額に等しいその国の通貨の額を相当の期間内にその加盟国に返還するものとする。

(c) (a)及び(b)の規定は、国際通貨基金が協会の全加盟国の通貨の平価の一率の比例による変更を行なつたときは、協会がその適用を免除することができる。

(d) (a)及び(b)の規定に基づいて通貨の価値を維持するために提供された額は、当該通貨と同一の限度に

かかるものとする。

第五条 業務

第一項 資金の使用及び融資の条件

(a) 協会は、世界の低開発地域での開発を促進するため、融資を行なう。

(b) 協会が行なら融資は、関係地域の必要に照らして開発上の優先度が高いと協会が認める目的のために行なわれるものとし、かつ、特別の場合を除くほか、特定の事業計画のために行なわれるものとする。

(c) 協会は、融資が受入人として合理的な条件で民間資金から調達されることが可能であるか、又は銀行が行なら種類の貸付けによつて供給されることが可能であると認めるときは、融資を行なつてはならない。

(d) 協会は、権限のある委員会が申請について慎重に調査した後行なう勧告による場合を除くほか、融資を行なつてはならない。委員会は、協会によつて任命されるものとし、かつ、同委員会には、考慮の対象となる事業計画が領域内で実現される加盟国を代表する総務が指名する。

(e) 協会は、事業計画のうち一人以上の者を含むものとする。同委員会には総務の指名する者を含むといふ要件は、公の機関又は地域的機関に対して融資を行なう場合には、適用しない。

協会は、事業計画が領域内で実現される加盟国が融資に反対するときは、当該事業計画のために融資を行なつてはならない。ただし、協会は、公の機関又は地域的機関に対して融資を行なう場合には、個々の加盟国が反対しないことを確認することを要しない。

(f) 協会は、協会が融資した資金が特定の一又は二以上の加盟国に於ける場合を除くほか、協会がこの規定は、協会がこの規定に従つて課されるものとする。

(g) 協会は、融資した資金が、他の加盟国との間の合意に従つて補助資金に課される制限を含む。この協定の諸規定に従つて課される資金の使用に関する制限(協会と供給国との間の合意に従つて補助資金に課される制限を含む)に従うことを妨げるものではない。

(h) 協会は、融資した資金が、約、能率及び競争的な国際貿易の点を適当に留意した上、政治的その他の経済外の影響又は考慮を顧慮することなく、その融資が行なわれた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置を執るものとする。

(i) 融資業務に基づいて供給される資金は、事業計画に関連して実際に生じた費用に充てるためのみ、受入人に対して提供されるものとする。

(j) 協会が行なら融資は、貸付けの形式をとる。もつとも、協会は、次のいすれかの資金から他

昭和三十五年七月十五日 參議院會議錄第二十七号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との
外四件

五七

(1) 第三条第一項の規定に従つて出資された資金及びその資金から元本、利子又は他の手数料として生じた資金。ただし、当該出資の承認によりこ

経済の状態及び見通しを含む関係のあるすべての状況に照らして適当と認める場合及びその限度において、かつ、自己が決定する条件に従い、協会の融資を行なわれた条件の緩和その他の修正に同意することができる。

で、協会の業務に附隨すること。
第六項 政治活動の禁止

(c) 盟国が協会の加盟国でなくなつたときは、退任するものとする。

(i) 総務会は、次の権限を除くはか、その権限を使用することを理事会に委任することができる。

新加盟国の加盟を承認し、及びその加盟の条件を決定する権限

(f) 総務会のすべての会合の定員
数は、総務の過半数であつてこの
の行使する投票権数が総投票権
数の三分の二以上であるものとする。

(g) 協会は、規則を設けることによ
り、理事会が総務会の会合を招集
することなしに特定の問題
に関する総務の表決をとる手続
を定めることができる。

(ii) 特別の場合には、協会に供給された補足資金及びその資金から元本、利子又は他の手数料として生じた資金。ただし、当該資金が供給された取扱によりこのようない融資が明

第四項 開発援助を提供する他の国際機関及び加盟国との協力

協会は、世界の低開発地域に対し資金上及び技術上の援助を提供する公の国際機関及び加盟国と協力するものとする。

第六条 組織及び運営

(2)の規定に従うことを条件として、協会は、関係地域の経済の状態及び見通し並びに事業計画の性質及び需要を考慮して、協

(i) 借入者が表示されている通貨が属する加盟国の同意を得て資金を借り入れること。

(b) 銀行の加盟国で協会の加盟国でもあるものによつて任命され

に含まれる領域の政府、それらの政治的下部機構、加盟国の領域内の公私の団体又は公の国

(iii) 協会が投資した証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。
 証券を売買すること。

(b) 銀行の加盟店で協会の加盟店でもあるものによつて任命された銀行の總裁及び總務代理は、職權上それぞれ協会の總務及び總務代理となる。總務代理は、總務が不在である場合を除くほか、投票を行なうことができる。

貸付けを行なうときは、その裁量により、政府又はその他の適当な保証を要求することができ

(iv) 特別の場合には、この協定の規定に矛盾しない目的のために他の資金源から行なわれる貸付を保証すること。

て、現地の費用のために外国為替を提供することができる。

(vi) 基づいて技術援助及び助言を
与えること。

代表しているときは、総務会は、総務のうちの一人を総務会の議長に選定する。総務又は総務代理は、自己を任命した加

(e) 総務会の年次会合は、銀行の
集する会合を行ふ。

第四項 理事会

れ、自動的に、協会の加盟国としての資格を停止され、又は協会の加盟国でなくなる。

第四項 加盟国でなくなった政府の権利及び義務

(a) いすれかの政府が加盟国でなくなつたときは、その政府は、この項及び第十条(c)に定める権利を除くほか、この協定に基づくいかなる権利をも有しない。

もつとも、当該政府は、この項に別段の定めがある場合を除き、当該政府が加盟国、借入人、保証人その他として協会に対して受けたすべての財政的義務を引き続き負うものとする。

(b) いすれかの政府が加盟国でなくなったときは、協会及び当該政府は、勘定の決済を行なう。

この勘定の決済の一部として、協会及び当該政府は、その出資額並びにその時期及び支払通貨について合意することができない。この条の適用上、「出資」とは、加盟国政府に關して使用されるときは、当該政府の当初出資及び追加出資を含むものとする。

(c) 当該政府が加盟国でなくなった日から六箇月以内に又は協会及び当該政府が合意する他の時期までに前記の規定を適用する場合は、次の規定を適用する。

(i) 当該政府は、自己の出資のために協会に対してさらに責任を負うことと免除される。

ただし、当該政府は、協会に対し、当該政府が加盟国でなくなった日に支払期限が到来したが支払わなかつた額で、協会がその融資業務において

ため必要と認めるものを直ちに支払るものとする。

(ii) 協会は、当該政府に対し、当該政府がその出資のために払い込んだ又は当該出資から元本の返済として生じた資金で、当該政府が加盟国でなくなった日に協会が保有しているものを返還するものとする。

ただし、協会がその融資業務に基づく當該日現在の約定を履行するため必要とする限りでは、この限

りでない。

(iii) 協会は、当該政府が加盟国でなくなつた日の後、当該日の前に約定された貸付け(特別の清算権について定める取扱により協会に供給された補助金から行なわれた貸付けを除く)について協会が受領

して決定されるものとし、か

ら、当該政府は、同項の適用

停止したときは、当該政府のす

べての権利は、同項の規定に基

づいて決定されるものとし、か

ら、当該政府は、同項の適用

ではない。また、この項に定める場合を除くほか、加盟国に対する分配は、行なわない。

(b) 出資を行なつたことを理由とする加盟国に対する分配は、債権者に対するすべての債務が履行され又は手当されるまで、及び総務会が総務の過半数であつてその行使する投票権数が総投票数の過半数であるものによる投票をもつてその分配を決定するまで行なわない。

(c) 前記の規定に従うこと及び協会に対する補足資金の供給に際して合意された同資金の処分についての特別取極に従うことを条件として、協会は、加盟国が出資のために払い込んだ額の割合に比例して、協会の資産を加盟国に分配する。(c)の前記の規定による分配を行なうに当たつては、いすれの加盟国についても、その加盟国に対する協会のすべての請求権のうちの未済部分は、あらかじめ決済されなければならない。この分配は、協会が公正かつ公平と認められる時期及び通貨により、その公正かつ公平と認めるところに従う。各加盟国に対する分配は、分配される資産の種類又はその資産を表示する通貨において同一のであることを要しない。

(d) この項の規定又は第四項に従つて協会が分配する資産を受領する加盟国は、その資産について協会がその分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第五項 業務停止及び債務の決済

(a) 協会は、総務の過半数であつてその行使する投票権数が総投票数の過半数であるものによる投票をもつて、その業務を永久的に停止することができる。

(b) 協会は、総務停止の後は、協会は、その資産の秩序ある換価、保全及び管理のための活動並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を停止する。

(c) 協会がその債務を最終的に決済するための活動を除くほか、すべての活動を停止する。

(d) 協会は、存続し、かつ、この協定に基づく協会と加盟国との間の相互のすべての権利及び

義務は、害されることなく継続する。ただし、その間は、加盟国は、加盟国としての資格を停

止されず、又は協会から脱落し

てはならず、また、この項に定める場合を除くほか、加盟国に対する分配は、行なわない。

(e) 前記の規定に従うこと及び協会に対する補足資金の供給に際して合意された同資金の処分についての特別取極に従うことを条件として、協会は、加盟国が出資のために払い込んだ額の割合に比例して、協会の資産を加盟国に分配する。(e)の前記の規定による分配を行なうに当たつては、いすれの加盟国についても、その加盟国に対する協会のすべての請求権のうちの未済部分は、あらかじめ決済されなければならない。この分配は、協会が公正かつ公平と認められる時期及び通貨により、その公正かつ公平と認めるところに従う。各加盟国に対する分配は、分配される資産の種類又はその資産を表示する通貨において同一のであることを要しない。

(f) この項の規定又は第四項に従つて協会が分配する資産を受領する加盟国は、その資産について協会がその分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第一項 この条の目的
協会がその委託された職務を遂行することができるようにするため、この条に掲げる地位、免除及び特権を各加盟国の領域内において協会に対して与えるものとする。

第二項 協会の地位
協会は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行なう能力を有する。

(i) 契約すること。
(ii) 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。
(iii) 訴えを提起すること。

第三項 訴訟手続に関する協会の地位
協会に対する訴えは、加盟国の領域内に協会が事務所を有しているか、その領域内に訴訟に関する送達若しくは告知を受けるための代理人を任命しているか又はその領域内で協会が証券の発行若しくは保証を行なっている場合に、そなれども、加盟国又はその代理人若しくは加盟国から請求権を承認した者は、訴えを提起してはならない。協会の財産及び資産は、所在地及び所持者のいかんを問わず、協会に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押取、差押又は執行を免除される。

第四項 資産に対する強制処分の免除

第八条 地位、免除及び特権
協会がその委託された職務を遂行することができるようにするため、この条に掲げる地位、免除及び特権を各加盟国の領域内において協会に対して与えるものとする。

第一項 この条の目的
協会がその委託された職務を遂行することができるようにするため、この条に掲げる地位、免除及び特権を各加盟国の領域内において協会に対して与えるものとする。

第二項 協会の地位
協会は、完全な法人格を有し、特に、次のことを行なう能力を有する。

(i) 契約すること。
(ii) 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。
(iii) 訴えを提起すること。

第三項 訴訟手続に関する協会の地位
協会に対する訴えは、加盟国の領域内に協会が事務所を有しているか、その領域内に訴訟に関する送達若しくは告知を受けるための代理人を任命しているか又はその領域内で協会が証券の発行若しくは保証を行なっている場合に、そなれども、加盟国又はその代理人若しくは加盟国から請求権を承認した者は、訴えを提起してはならない。協会の財産及び資産は、所在地及び所持者のいかんを問わず、協会に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押取、差押又は執行を免除される。

第四項 資産に対する強制処分の免除

第五項 文書に関する免除
協会の文書は、不可長とする。

第六項 資産の制限からの自由
協会のすべての財産及び資産は、この協定に定める業務を遂行するために必要な限度において及びこの協定の他の規定に従うことの条件として、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムをも課されない。

第七項 通信に対する特権
各加盟国は、協会の公的通信に対して与える待遇と同一の待遇を与えないなければならない。

第八項 役員及び使用人の免除及び特権
協会の総務、理事、代理、役員及び使用人はすべて、
(i) 公的資格で行なう行為について訴訟手続から免除される。ただし、協会がこの免除を放棄するときは、この限りでない。
(ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用者に対しても与える出入口の制限、外国人登録の義務及び国民の服務義務の免除と同一の免除並びにこれらの者に対して与えられる為替制限に関する便宜と同一の便宜を与える。

(iii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用者に対する賃金に対する強制処分の免除

第九項 課税の免除
(a) 協会、その資産、財産及び収入並びにこの協定によつて権限を与えられたその業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。協会は、また、いかなる租税についてもその徴収又は納付の責任を免除される。

(b) 協会がその理事、代理、役員又は使用人に支払う給料その他給与に対し又はこれらに関しても、これらが当該加盟国の市民、臣民又は国民でないときは、いかなる租税をも課してはならない。

(c) 協会が発行する債務証券又は証券（これらに基づく配当又は利子を含む。）に対しては、所有者のいかんを問わず、次のいかなる種類の租税をも課してはならない。

第十項 この条の規定の適用
各加盟国は、この条に掲げる原則を自國の法律において実施するため、自國領域内で必要な措置を執り、かつ、その執つた措置の詳細を協会に通報しなければならない。

第十一項 この条の規定の適用
(i) 第九条 改正
(a) この協定を変更しようとする提案は、加盟国、総務又は理事会のいずれから提出されたものであつても、総務会の議長に交付され、同議長は、その提案を総務会に提出する。改正案を総務会が承認したときは、協会は、すべての加盟国に対して、改正案を受諾するか同文の書簡又は電報で照会する。加盟国の五分の三で総投票権数の五分の四を有するものが改正案を受諾したときは、協会は、すべての加盟国に於て公式的の通報によってその事実を確認する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を与えた場合には、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定は、最終的なものとする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、協会は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

(c) 協会と加盟国でなくなりたた間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁による仲裁に付託する。仲裁

第十二項 第三条第三項に定める責任の限度
(i) 第七条第一項に定める協会から脱退する権利
(ii) 第三条第一項(c)の規定によつて確保される権利
(iii) 第二条第三項に定める責任の限度
改正は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。ただし、同文の書簡又は電報中にこれよりも短い期間を定める場合は、この限りでない。

第十三条 解釈及び仲裁
(a) この協定の規定の解釈について加盟国と協会との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に決定のため提出する。その疑義が銀行の理事を任命する権利を有しない加盟国に特に影響があるときは、その加盟国は、第六条第四項(b)の規定に従つて代表者を出す権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を与えた場合には、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定は、最終的なものとする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、協会は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

(c) 協会と加盟国でなくなりたた間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁による仲裁に付託する。仲裁

人の一人は協会が、他の一人は当該国が任命し、審判すべき一人は、当事者が別に合意しない限り、国際司法裁判所長又は協会が採択する規則で定める他の当局が任命する。審判すべき人は、すべての手続問題に關して当事者の意見が相違する場合には、その問題を解決するすべての権限を有する。

第十一条 最終規定

第一項 効力発生

この協定は、出資額が附表Aに掲げる出資額の六十五パーセント以上に達する政府のために署名され、かつ、第二項(a)に掲げる文書がこれらの政府のために寄託された時に、効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、千九百六十一年九月十五日前に効力を生ずることはない。

第二項 署名

(a) この協定の各署名政府は、その国内法に従つてこの協定を受諾したこと及びこの協定に基づくすべての義務を履行するため必要なすべての措置をとつたことを述べた文書を銀行に寄託するものとする。

(b) 各政府は、(a)に掲げる文書を寄託した日から協会の加盟国となる。ただし、いかなる政府も、この協定が第一項に基づいて効力を生ずる前に加盟国となることはない。

(c) この協定は、千九百六年十二月三十一日の終業時まで、銀行の主たる事務所において、附

表Aに掲げる国の政府による署名のために開放しておく。ただし、この協定がその日までに効力を生じなかつたときは、銀行の理事会は、この協定を署名のために開放しておく期間を、六箇月をこえない期間だけ延長することができる。

(d) この協定は、それが効力を生じた後も、第二条第一項(b)の規定に従つて加盟を承認される国が政府による署名のために開放しておくれ。

第三項 地域的適用

各政府は、この協定の署名により、当該政府のために、また、当該政府が協会に対する書面による通告によつて除外するものを除くほか、当該政府が国際関係について責任を負ふすべての領域についても、この協定を受諾する。

第四項 協会の発足

(a) 総裁は、この協定が第一項の規定に基づいて効力を生じたときは、直ちに理事会の会合を招集する。

(b) 協会は、前記の会合が開会される日に、業務を開始する。

(c) 総務会の第一回会合が開会されるまでの間、理事会は、この協定に基づいて総務会に留保されている権限を除くほか、総務会のすべての権限を行使することができる。

第五項 登録

銀行は、国際連合憲章第二百二条の規定及び同条の規定に基づく規則で総会が採択したものに従い、

表Aに掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

この協定がその日までに効力を生じなかつたときは、銀行の理事会は、この協定を署名のために開放しておく期間を、六箇月をこえない期間だけ延長することができる。

本書一通をワシントンで作成し、この協定を署名の記録に寄託しておく。国際復興開発銀行は、この協定の寄託機関となること、この協定を国際連合事務局に登録することとしており明示した。

この協定を国際連合事務局に登録すること及びこの協定が第十二条の規定に基づいて効力を生ずる日を附表Aに掲げるすべての政府に通告することに同意した旨を次の署名により明示した。

（注）一千九百六十年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる。

合計 一〇〇〇〇・〇〇
（注）一千九百六十年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる。

ビルマ	二・〇二	三・〇三	三・〇三
セイロン	三・〇二	三・〇三	一・五
チリ	三・五三	三・五三	五・八〇
トルコ	六・〇三	一・〇六	一・〇六
ウルグアイ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
エクアドル	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ギニア	七・〇六	一・〇四	一・〇四
エティオピア	七・〇六	一・〇四	一・〇四
エルサルバドル	七・〇六	一・〇四	一・〇四
キューバ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
コスタリカ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
エクアドル	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ギリシャ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ハイチ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ホンデュラス	七・〇六	一・〇四	一・〇四
イスランド	七・〇六	一・〇四	一・〇四
インド	七・〇六	一・〇四	一・〇四
インドネシア	七・〇六	一・〇四	一・〇四
イラク	七・〇六	一・〇四	一・〇四
アイルランド	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ジヨルダン	七・〇六	一・〇四	一・〇四
イスラエル	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ノルウェー	七・〇六	一・〇四	一・〇四
デンマーク	七・〇六	一・〇四	一・〇四
フィンランド	七・〇六	一・〇四	一・〇四
フランス	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ドイツ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
イタリア	七・〇六	一・〇四	一・〇四
カナダ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
オーストラリア	七・〇六	一・〇四	一・〇四
オランダ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
日本國	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ルクセンブルグ	七・〇六	一・〇四	一・〇四
ノルウェー	七・〇六	一・〇四	一・〇四
スウェーデン	七・〇六	一・〇四	一・〇四
南アフリカ連邦	七・〇六	一・〇四	一・〇四
連合王国	七・〇六	一・〇四	一・〇四
合衆国	七・〇六	一・〇四	一・〇四

二・〇二	三・〇三	三・〇三
三・〇二	三・〇三	一・五
三・五三	三・五三	六・〇三
四・〇二	四・〇二	五・八〇
四・〇三	四・〇三	六・〇三
四・〇四	四・〇四	六・〇三
四・〇五	四・〇五	六・〇三
四・〇六	四・〇六	六・〇三
四・〇七	四・〇七	六・〇三
四・〇八	四・〇八	六・〇三
四・〇九	四・〇九	六・〇三
四・一〇	四・一〇	六・〇三
四・一一	四・一一	六・〇三
四・一二	四・一二	六・〇三
四・一三	四・一三	六・〇三
四・一四	四・一四	六・〇三
四・一五	四・一五	六・〇三
四・一六	四・一六	六・〇三
四・一七	四・一七	六・〇三
四・一八	四・一八	六・〇三
四・一九	四・一九	六・〇三
四・二〇	四・二〇	六・〇三
四・二一	四・二一	六・〇三
四・二二	四・二二	六・〇三
四・二三	四・二三	六・〇三
四・二四	四・二四	六・〇三
四・二五	四・二五	六・〇三
四・二六	四・二六	六・〇三
四・二七	四・二七	六・〇三
四・二八	四・二八	六・〇三
四・二九	四・二九	六・〇三
四・三〇	四・三〇	六・〇三
四・三一	四・三一	六・〇三
四・三二	四・三二	六・〇三
四・三三	四・三三	六・〇三
四・三四	四・三四	六・〇三
四・三五	四・三五	六・〇三
四・三六	四・三六	六・〇三
四・三七	四・三七	六・〇三
四・三八	四・三八	六・〇三
四・三九	四・三九	六・〇三
四・四〇	四・四〇	六・〇三
四・四一	四・四一	六・〇三
四・四二	四・四二	六・〇三
四・四三	四・四三	六・〇三
四・四四	四・四四	六・〇三
四・四五	四・四五	六・〇三
四・四六	四・四六	六・〇三
四・四七	四・四七	六・〇三
四・四八	四・四八	六・〇三
四・四九	四・四九	六・〇三
四・五〇	四・五〇	六・〇三
四・五一	四・五一	六・〇三
四・五二	四・五二	六・〇三
四・五三	四・五三	六・〇三
四・五四	四・五四	六・〇三
四・五五	四・五五	六・〇三
四・五六	四・五六	六・〇三
四・五七	四・五七	六・〇三
四・五八	四・五八	六・〇三
四・五九	四・五九	六・〇三
四・六〇	四・六〇	六・〇三
四・六一	四・六一	六・〇三
四・六二	四・六二	六・〇三
四・六三	四・六三	六・〇三
四・六四	四・六四	六・〇三
四・六五	四・六五	六・〇三
四・六六	四・六六	六・〇三
四・六七	四・六七	六・〇三
四・六八	四・六八	六・〇三
四・六九	四・六九	六・〇三
四・七〇	四・七〇	六・〇三
四・七一	四・七一	六・〇三
四・七二	四・七二	六・〇三
四・七三	四・七三	六・〇三
四・七四	四・七四	六・〇三
四・七五	四・七五	六・〇三
四・七六	四・七六	六・〇三
四・七七	四・七七	六・〇三
四・七八	四・七八	六・〇三
四・七九	四・七九	六・〇三
四・八〇	四・八〇	六・〇三
四・八一	四・八一	六・〇三
四・八二	四・八二	六・〇三
四・八三	四・八三	六・〇三
四・八四	四・八四	六・〇三
四・八五	四・八五	六・〇三
四・八六	四・八六	六・〇三
四・八七	四・八七	六・〇三
四・八八	四・八八	六・〇三
四・八九	四・八九	六・〇三
四・九〇	四・九〇	六・〇三
四・九一	四・九一	六・〇三
四・九二	四・九二	六・〇三
四・九三	四・九三	六・〇三
四・九四	四・九四	六・〇三
四・九五	四・九五	六・〇三
四・九六	四・九六	六・〇三
四・九七	四・九七	六・〇三
四・九八	四・九八	六・〇三
四・九九	四・九九	六・〇三
四・一〇〇	四・一〇〇	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八	四・一〇八	六・〇三
四・一〇九	四・一〇九	六・〇三
四・一〇一	四・一〇一	六・〇三
四・一〇二	四・一〇二	六・〇三
四・一〇三	四・一〇三	六・〇三
四・一〇四	四・一〇四	六・〇三
四・一〇五	四・一〇五	六・〇三
四・一〇六	四・一〇六	六・〇三
四・一〇七	四・一〇七	六・〇三
四・一〇八		

連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、
南極地域がもつばら平和的目的のため恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことが、全人類の利益であることを認め、
南極地域における科学的調査についての国際協力が、科学的知識に対してたらした実質的な貢献を確認し、
国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由を基礎とする協力を繼續し、かつ、
发展させるための確固たる基礎を確立することが、科学上の利益及び全人類の進歩に沿うものであることを確信し、
また、南極地域を平和的目的のみに利用すること及び南極地域における国際間の調和を維持することを確保する条約が、国際連合憲章に掲げられた目的及び原則を助長するものであることを確信して、
次のとおり協定した。

第一条

1 南極地域は、平和的目的のみを利用する。軍事基地及び防備設置、軍事演習の実施並びにあらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、特に、禁止する。
2 この条約は、科学的研究のため又はその他の平和的目的のために、軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない。

第二条

国際地球観測年の間に実現された南極地域における科学的調査の自由

及びそのための協力は、この条約の規定に従うことを条件として、継続するものとする。

第三条
1 締約国は、第二条に定めるところにより南極地域における科学的調査についての国際協力を促進するため、実行可能な最大限度において、次のことに同意する。

- (a) 南極地域における科学的計画の最も経済的なかつ能率的な実施を可能にするため、その計画に関する情報を交換すること。
- (b) 南極地域において探検隊及び基地の間で科学要員を交換すること。
- (c) 南極地域から得られた科学的観測及びその結果を交換し、及び自由に利用することができるようによること。

2 この条約の有効期間中にに行なわれた行為又は活動は、南極地域における領土についての請求権を主張し、支持し、若しくは否認するための基礎をなし、又は南極地域における主権を設定するものではない。南極地域における領土についての新たな請求権又は既存の請求権の拡大は、この条約の有効期間中は、主張してはならない。

第五条

1 南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は、禁止する。

2 核の爆発及び放射性廃棄物の処分を含む核エネルギーの利用に関する国際協定が、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国を当事国として締結される場合には、その協定に基づいて定められる規則は、南極地域に適用する。

3 南極地域のすべての地域（これららの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の積卸し又は積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む。）は、いつでも、1の規定に従つて指名される監視員による査察のため開放される。

4 監視員を指名する権利を有するいずれかの締約国が、かつて監視をいつでも行なうことができること。

5 各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。

第六条

この条約の規定は、南緯六十度以南の地域（すべての氷だなを含む。）に適用する。ただし、この条約のいかなる規定も、同地域内の公海に関する国際法に基づくいすれの国の権利又は権利の行使を害するものではなく、また、これらにいかなる影響を及ぼすものではない。

この条約の規定は、南緯六十度における領土主権又は領土についての請求権を放棄すること。いすれかの締約国が、南極地域におけるその活動若しくはその他の国民の活動の結果又はその他の理由により有する南極地域における領土についての請求権を放棄すること。

この条約の前文に列記する締約国の代表者は、情報交換し、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、並びに次のことに関する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞの政府に勧告するため、この条

基礎の全部又は一部を放棄すること。

第七条
1 この条約の目的を促進し、かつ、その規定の遵守を確保するため、第九条にいう場合に代表者を参加させる権利を有する各締約国は、この条に定める査察を行なう監視員を指名する権利を有する。

第八条
1 この条約に基づく自己の任務の遂行を容易にするため、第七条1の規定に基づいて指名された監視員及び第三条1(b)の規定に基づいて交換された科学要員並びにこれらの者に随伴する職員は、南極地域におけるその他のすべての者に対する裁判権についての締約国との間の紛争に際して所屬する締約國の裁判権にのみ服する。

2 1の規定に従つて指名された各監視員は、南極地域のいすれかの又はすべての地域にいつでも出入する完全な自由を有する。

3 南極地域のすべての地域（これららの地域におけるすべての基地、施設及び備品並びに南極地域における貨物又は人員の積卸し又は積込みの地点にあるすべての船舶及び航空機を含む。）は、いつでも、1の規定に従つて指名される監視員による査察のため開放される。

4 監視員を指名する権利を有するいずれかの締約国が、かつて監視をいつでも行なうことができること。

5 各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、事前に通告を行なう。

第九条

1 この条約の前文に列記する締約国の代表者は、情報交換し、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、並びに次のことに関する措置を含むこの条約の原則及び目的を助長する措置を立案し、審議し、及びそれぞの政府に勧告するため、この条

約の効力発生の日の後二箇月以内にキャンベラで、その後は、適当な間隔を置き、かつ、適当な場所で、会合する。

(a) 南極地域を平和的目的のみに利用すること。

(b) 南極地域における科学的研究を容易にすること。

(c) 南極地域における国際間の科学的協力を容易にすること。

(d) 第七条に定める査察を行なり権利の行使を容易にすること。

(e) 南極地域における裁判権の行使に関すること。

(f) 南極地域における生物資源を保護し、及び保存すること。

2 第十三条の規定に基づく加入に由りこの条約の当事国となつた各締約国は、科学的基地の設置又は科学的探検隊の派遣のようなら南極地域における実質的な科学的研究活動の実施により、南極地域に対する自国の関心を示している間は、1にいう会合に参加する代表者を任命する権利を有する。

3 第七条にいう監視員からの報告は、1にいう会合に参加する締約国の代表者に送付する。

4 1にいう措置は、その措置を審議するために開催された会合に代表者を参加させる権利を有したすべての締約国により承認された時に効力を生ずる。

5 この条約において設定されたいずれかの又はすべての権利は、この条に定めるところによりその権利の行使を容易にする措置が提案され、審議され、又は承認されたかどうかを問わず、この条約の効

力発生の日から行使することができる。

第十一条

各締約国は、いかなる者も南極地域においてこの条約の原則又は目的に反する活動を行なわないようするため、国際連合憲章に従つた適当な努力をすることを約束する。

第十二条

1 この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国間に紛争が生じたときは、それらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決又はそれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、それらの締約国間で協議する。

2 前記の方法により解決されないこの種の紛争は、それぞれの場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所に付託することについて合意に達することができなかつたときにも、1に掲げる各種の平和的手段のいずれかにより紛争を解決するため、引き続き努力する責任を免れない。

第十三条

1 (a) この条約は、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の一一致した合意を有する締約国が、その合意に従つて登録する。

2 (a) この条約は、署名国によつて批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国との間で、三十一年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させることのため、できる限りすみやかにすべての締約国が寄託政府あての通報により要請するときは、この条約の適用について検討するため、できる限りすみやかにすべての締約国が会議を開催する。

3 批准書及び加入書は、寄託政府として指定されたアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の寄託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。

5 この条約は、すべての署名国が批准書を寄託した時に、それらの国及び加入書を寄託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の寄託の時に効力を生ずる。

第十四条

1 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第一百二条の規定に従つて登録する。

2 この条約は、寄託政府が国際連合の締約国に通報された日の後二年以内に(2)の規定に従つて努力を生じなかつたときは、いすれの締約国も、その期間満了の後はいつでも、この条約から脱退する旨を寄託政府に通告することができる。その脱退に、効力を生ずる。

(b) その後、この条約の修正又は改正は、他の締約国については、これを批准した旨の通告を寄託政府が受領した時に、効力を生ずる。他の締約国は、この条約の規定に従つて修正又は改正が効力を生じた日から二年の期間内に批准の通告が受領されなければ、国際連合憲章に従つた適当な努力をすることを約束する。

1 この条約は、署名国によつて批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国との間で、三十一年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国との間で、三十一年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させることのため、できる限りすみやかにすべての締約国が会議を開催する。

2 この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその憲法上定める会合に従つて行なう。

3 批准書及び加入書は、寄託政府として指定されたアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の寄託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。

5 この条約は、すべての署名国が批准書を寄託した時に、それらの国及び加入書を寄託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の寄託の時に効力を生ずる。

6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第一百二条の規定に従つて登録する。

7 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証原本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

は、寄託政府が通告を受領した後二年で効力を生ずる。

1 この条約は、署名国によつて批准されるものとする。この条約は、国際連合加盟国又は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国との間で、三十一年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有するすべての締約国との間で、三十一年を経過した後、第九条に定める会合に代表者を参加させることのため、できる限りすみやかにすべての締約国が会議を開催する。

2 この条約の批准又はこれへの加入は、それぞれの国がその憲法上定める会合に従つて行なう。

3 批准書及び加入書は、寄託政府として指定されたアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、批准書又は加入書の寄託の日並びにこの条約及びその修正又は改正の効力発生の日を通報する。

5 この条約は、すべての署名国が批准書を寄託した時に、それらの国及び加入書を寄託している国について、効力を生ずる。その後、この条約は、いずれの加入国についても、その加入書の寄託の時に効力を生ずる。

6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第一百二条の規定に従つて登録する。

7 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証原本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任を受け、この条約に署名した。

千九百五十九年十二月一日にワシントンで作成した。

アルゼンティンのため
アドルフ・シリング

F・ベリ

オーストラリアのため
ハワード・ビール

ベルギーのために
オベール・ドウ・ティユージー

チリのために
マルシャル・モラ・M

エ・ガハルド・V

フリオ・エスクデーロ

フランス共和国のために
ピエール・シャルパンティエ

日本国のために
朝海浩一郎

ノルウェーのために
パウル・コート

ニュージーランドのために
G・D・L・ホワイト

下田 武三

ノルウェーのために
ノーラウエー

南アフリカ連邦のために
ヴァンツエル・C・ドウ・ブ

レッジス

日本国とチニッコスロヴアキア共和国との間の通商に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とチニツコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本本邦とチニヤ・ヨスロウ・フィギア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条规定により送付する。
昭和三十五年七月十五日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために
K・クズネツオフ
グレート・ブリテン及び北部アイ
ルランド連合王国のために
ハロルド・キャワッシャ
アメリカ合衆国のために

両国間の通商関係の発展を促進することを希望し、一千九百五十七年二月十三日に署名された日本国とチエッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書第五条に定める通商に関する条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国	日本国外務事務次官 チエッコスロヴァキア共和国駐在 チエッコスロ ヴァキア共和国特命全権大使	山田 久就 ドクトル ラディィステ フ・シモザイッチ
-----	---	----------------------------------

仕向けられる產品に最惠國待遇を
与えるものとする。

2 前項の規定は、いづれか一方の
締約國が与える次の利益には適用
しない。

(a) 國境貿易を容易にするため隣
接國に与える利益

(b) 内國漁業の產品に与える利益

第三条

1 いづれの一方の締約國の產品
も、一又は二以上の第三國の領域
の通過輸送の後にも、他方の締約
國の領域への輸入に際しては、そ
れらの產品が当該一方の締約國の
領域から直接輸入された場合に課
される關稅又は課徵金より高い關
稅又は課徵金を課されないものと
する。

2 前項の規定は、第三國の領域の
通過の間に積替え、再包裝及び倉
庫における保管を経た產品にも適
用される。

第四条

一方の締約國の領域への又はその
領域からの途中にある產品（原產地
のいかんを問わない）についてには、
國際通過のため最も便利な経路によ
り他方の締約國の領域を通過する自
由があるものとする。

第五条

各締約國は、輸入品について又は
これに関連して課されるすべての內
國稅その他のすべての種類の内國課徵
金に関し、並びにその締約國の領域
内における輸入品の国内販売、販売
のための提供、購入、輸送、分配又
は使用に影響を及ぼすすべての法令
及び要件に関するすべての事項につ
いて、他方の締約國の產品に対し、

内国民待遇及び最惠国待遇を与えるものとする。

第六条

1 いすれの一方の締約国も、いすれかの產品の他方の締約国の領域からの輸入又は同領域への輸出に對し、同様の產品のすべての第三國の領域からの輸入又は同領域への輸出に對して同様に課していいない禁止又は制限を課してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、いすれの一方の締約国も、対外財政状態及び國際収支を擁護するため輸入制限又は為替制限を課することができる。ただし、その制限が類似の事情においてすべての国に適用される場合に限る。

第七条

1 各締約国は、國家企業を設立し、若しくは維持し、又はいすれかの企業に対し排他的な若しくは特別の特權を正式に若しくは事實上与えるときは、それらの企業を、輸入又は輸出に伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 前項の規定は、それらの企業が、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、前記のすべての購入又は販売を商業上考慮される事項（価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件をいう。）に従つてのみ行なうことを要求するものと了解される。

1 各締約国は、その領域に輸入されるか、又は一時にその領域に

持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国商品見本及び広告資料に対する関税及び課徴金の免除について、一千九百五十二年十一月七日にジネーヴで締結された商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約又はこれを修正する条約の該当規定に定められた原則に、両締約国がその条約の締約国である限り、從うものとする。

2 各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、現行の国内法令に従つて、関税及び課徴金の免除について最惠国待遇を与えるものとする。

(a) 試験用及び実験用の物品

(b) 展覧会、共進会及び見本市に出品される物品

(c) 組立工が設備の組立て及び取付けのために用いる器具

(d) 加工され、又は修理される物品及び加工又は修理の材料となる物品

(e) 輸出され、又は輸入される商品の容器

2 両締約国の領域の間の貿易に從

事する日本国の自然人及び法人並びにチェコスロヴァキア共和国の法人は、その貿易に関連する取引から生ずる紛争の解決のため、それぞれチェコスロヴァキア共和国及び日本国の領域内で裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇を与えられる。

(1) 両締約国は、一方日本国の自然人及び法人と他方(チェコスロヴァキア共和国の法人との間で締結される商事契約から、又はそれらの契約に関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を執行する義務を負う。ただし、仲裁による前記の紛争の解決が契約自体に、又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

(2) 仲裁判断の執行は、次の場合に拒否することができる。
(a) 仲裁判断が、その判断がされた国の法律により確定判決としての効力を生ずるに至らない場合
(b) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる締約国の法律によつて許されない行為を当事者に義務づける場合
(c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる締約国の公の秩序に反する場合
(d) 仲裁判断が不利益に援用される当事者が、防禦することができる適当な時期に仲裁手続について通告を受けなかつた場合又はその当事者が、無能

力者であつて正当に代理されていなかつた場合

(3) 仲裁判断は、その判断の執行が求められる締約国の法律に従つて執行されるものとする。

第十一条

いづれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の商船及び第三國の商船と同様の限度において、かつ、同様の条件で、外国との通商及び航海のために開放される、当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入する権利を有するものとする。これらの船舶は、当該他方の締約国の港場所及び水域において、海運及び航海に関するすべての事項に関して内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 前項の規定に、沿岸貿易には適用されないものとする。ただし、いずれか一方の締約国の商船が、他方の締約国の法令に従つて、外國から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外國向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、当該他方の締約国の一の港から他の港へ航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされないものとする。

第十二条

内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 前項の規定に、沿岸貿易には適用されないものとする。ただし、いずれか一方の締約国の商船が、他方の締約国の法令に従つて、外國から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外國向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、当該他方の締約国の一の港から他の港へ航行することは、前記の沿岸貿易とはみなされないものとする。

各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの条約の運用に影響を及ぼす問題に關して行なら申入れに対する好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適當な機会を他方の締約国の政府に与えなければならぬ。

千九百五十九年十二月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

日本国政府及びマラヤ連邦政府は、日本国とマラヤ連邦との間に存する通商關係を強化し、かつ、発展させることを希望して、日本国とマラヤ連邦との間の通商關係を規律する協定を締結することに決定し、

第十三条

前諸条のいかなる規定も、いづれか一方の締約国がその重大な安全上の利益の保護を目的とするいかなる措置をも執ることを妨げるものと解してはならない。

2 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が閑税及び貿易に関する一般協定又はこれを修正し、若しくは補足する多數国間協定の締約国として有するか又は有することある権利及び義務について、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

3 第十四条

1 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにブリーチで交換されるものとする。

昭和三十五年七月十五日
衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

チ

日本国のために
山田 久就

チエコスロヴァキア共和国のために
ラディスラフ・シモヴィツ

第一条

1 各締約国は、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転について課されるすべての種類の閑税及び課徴金に関する事項、それらの閑税及び課徴金の賦課の方法に関する事項、輸入又は輸出に関連する規則及び手続に関する事項、輸入貨物若しくは輸出貨物について又はそれらに関連して課されるすべての内國税その他すべての種類の内國課徴金に関する事項、輸入貨物若しくは輸出貨物との間の協定の締結について承認を求めるの件

2 通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

3 通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

1 したがつて、いづれか一方の締約国の產品で他方の締約国の領域内に輸入されるものには、1に掲げる事項について、いづれかの第三國の同様の產品に課されている又は将来課される閑税、内國税又は課徴金より一層高額の閑税、内國税又は課徴金が課されることはない。また、同產品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層嚴重な規則又は手続が適用されることはない。

2 同様に、いづれか一方の締約国の領域から輸出され、かつ、他方の締約国に仕向けられる產品には、1に掲げる事項について、同様の產品がいづれかの第三

3 国の領域に仕向けられる場合に課

されているか又は将来課される関税、内国税又は課徴金より一層高額の関税、内国税又は課徴金が課されることではなく、また、同產品が同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手続が適用されることはない。

4 1に掲げる事項についていずれか一方の締約国がいづれかの第三國を原産地とする產品又はいづれかの第三國の領域に仕向けられる產品に対して与えているか又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の產品又はその領域に仕向けられる同様の產品に対し、即時に、かつ、無条件で与えられるものとする。

5 1の関税及び課徴金に関する規定は、日本国に対し、マラヤ連邦が英連邦諸国、アイルランド共和国及びビルマ連邦の產品にもつぱら与える特恵又は利益の享受を要求する権利を与えるものではな

い。
第二条
1 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約國の領域の間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、並びに他方の締約國の領域と第三國の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、いかなる第三國の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 いづれの一方の締約國の国民及び会社も、他方の締約國の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に關すること、すべての事項について、いかなる

國として有するか又は有することのある権利及び義務に合致するよろな為替制限を課することを妨げるものではない。

3 いづれの一方の締約國も、他方の締約國のすべての產品の輸入に對し、又は当該他方の締約國の領域に仕向けられるすべての產品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただしこの規定にかかるらず、各締約國は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは歳入の相対し、又は当該他方の締約國の領域に仕向けられるすべての產品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。

4 3の規定にかかるらず、いづれの一方の締約國も、貨物の輸入及び輸出又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

5 3の規定にかかるらず、いづれの一方の締約國も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約國が、2の規定に基づいて当該第三國が、2の規定に基づいて当該第三國の國民及び会社も、他方の締約國の財産も、他方の締約國の領域内において、法令に従い、かつ、衝突することができる為替制限と同等の効果を有する制限又は統制をすることができる。

第三条
1 いづれの一方の締約國の國民も、他方の締約國の領域に入り、同領域に滞在し、同領域内を旅行許される。ただし、この権利の享有は、一般的にすべての外國人に同様に適用される当該他方の締約國の法令及び規則に従うこととする。

2 いづれの一方の締約國の國民及び会社も、両締約國の貿易を發展させ、及び経済關係を強化すること並びに、特にそれぞの領域内における經濟の發展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のため、協力することを約束する。

3 いづれか一方の締約國の國旗を掲げる船舶で、国籍の證明のため当該締約國の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約國の港、場所及び水域において、当該一方の締約國の船舶と認められる。

4 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。もつとも、いづれの一方の締約國の商船も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約國の領域内のいずれかの港から他の港に向かつて航海を続けることができる。

5 いづれの一方の締約國も、他方の締約國の船舶に対し、難破、海上損傷又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自國の船

第三國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかるらず、各締約國は、相互主義に基づき、又は

二重課税の回避若しくは歳入の相

互的保護のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第四条
いづれの一方の締約國の國民及び会社の財産も、他方の締約國の領域内において、法令に従い、かつ、衝突することができる為替制限と

平等方法で行なわれる場合を除くほ

か、收取用し、又は使用してはならず、

また、迅速、適当かつ有効な補償なくして收取用し、又は使用してはならず。この条で取り扱うすべての

事項について、いづれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域から船舶で輸送することができるすべての貨物及び人を輸送する権利に關して、当該他方の締約國及び第三國の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待

遇を与えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の

関税及び課徴金、(b)税關事務並びに(c)獎勵金、関稅の払いもどしその他この種の特權に關して、当該他方の締約國の商船で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 1の規定は、再販売するため

販売に参加するために競争する道

路をいう。)によつてのみ行なわな

く。この条で取り扱うすべての

事項について、いづれの一方の締約國の國民及び会社も、他方の締約國の領域内において、いかなる第三

國の國民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられ

る。

第五条
両締約國は、両國間の貿易を發展させ、及び経済關係を強化すること並びに、特にそれぞの領域内における經濟の發展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のために、協力することを約束する。

第六条
1 各締約國は、國家企業を設立し、若しくは維持し、又はいづれの企業に対して排他的の若しくは特別の特權を正式に若しくは事実上与えるときは、その企業を

輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行なう輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置についてこの協定で定める無

方法で行動させることを約束す

る。この目的のため、前記の企業

は、この協定の他の規定に妥当な差別待遇の一般的原則に合致する

考観を払つた上で、前記の購入又

は販売を商業的考慮、価格、品質、入手可能性、市場性、輸送その他

購入又は販売の条件等に關する考

慮をいう。)によつてのみ行なわな

く。この機会を通常の商慣行に従つて

ければならず、かつ、他方の締約

國に対し、前記の購入又は

販売に参加するために競争する道

路をいう。)によつてのみ行なわな

く。この機会を直接に又は最

終的に政府用として消費するため

の产品的輸入には、適用しない。

各締約國は、そのような輸入に関

して公正かつ衡平な待遇を与えな

ければならない。

第七条
1 いづれか一方の締約國の國旗を掲げる船舶で、国籍の證明のため当該締約國の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約國の港、場所及び水域において、当該一方の締約國の船舶と認められる。

2 いづれの一方の締約國の商船も、他方の締約國の商船及び第三

國の商船と均等の条件で、外国と

の間における通商及び航海のため

の協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求める件

(d) 船に与えると同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

いすれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し、又は難破した場合には、当該他方の締約国の当局は、もよりの地にある船舶所属国の権限のある領事官にそれを通告するものとする。

いすれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測度に関する証書は、他方の締約国の権限のある当局によつて、同当局が発給した証書と同等のものと認められる。

第八条

この協定のいかなる規定も、いかずれか一方の締約国が關稅及び貿易に関する一般協定若しくは國際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響及ぼすものではない。

第九条

この協定の規定は、各締約国が次の事項に関する措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 公共の安全若しくは国防又は国際の平和及び安全の維持

(b) 武器、彈薬及び軍需品の取引

(c) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護

(d) 金又は銀の貿易

第十條

1 各締約国の政府は、他方の締約国
の政府がこの協定の実施から又
はそれに関連して生ずる問題に關
して行なう申入れに対し好意的
考慮を払わなければならず、また
協議のため適當な機会を他方
の締約国の政府に与えなければ
ならない。

2 この協定の実施に關する協定
は、いかなる場合にも、二年ごと
間隔で行なわなければならぬ。

第十一條

ならない。この交換の日に効力の交換は、でき 東京で行なわれ

この協定のいかなる規定も、いかれか一方の締約国が關稅及び貿易に関する一般協定若しくは國際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數國間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約國が当該協定の締約國である限り、影響及ぼすものではない。

以上の証拠として、このために正
当に委任された両政府の代表者は、
この協定に署名した。

千九百六十年五月十日にクアラ・ランプールで、本書二通を作成した。

日本國政府のために
　　林　馨

M・K ジョハリ

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定に署名するに当たり、
ト名の代表者は、各自の政府から正
当に委任を受け、同協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。
この協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他の利潤を目的とする事業活動に從事する社団法人、組合、会社その他の團體をいう。
第二条の規定は、通貨そのものについての準則に関するものではなく、したがつて、異なる通貨に対する異なる待遇を与えることを妨げるものではない。同規定は、いかなる外國為替規則が施行されている場合にも、その下において國民及び会社の權利にのみ適用するものであつて、外國為替規則の適用に當たつて、國民及び会社に対する差別を排除することのみを目的としている。
第三条の規定は、日本国に対し、マラヤ連邦が(1)シンガポールの市民若しくは居住者又は(2)英連邦諸国の中の國民である者に対する将来与えるものと解してはならない。
さらに、いすれの一方の締約国の國民も、他方の締約国が相互主義に基づいて旅券及び査証に関する事項についての二国間の取扱を結んでいるか、又は将来結ぶる者に対し与えているか、又は将来与える権利及び特權の享受を

要求する権利を与えないもの

〔木内四郎君登壇、拍手〕

第三条2の規定に關し、いすれ
の一方の締約國も、不動產に關する
権利の享有についての待遇が相
互主義に服すべきことを要求する

会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

5 この協定のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関する、い

で署名され、原子力に関する情報、資

なる義務をも課するものと解してはならない。

係にへき規定したものであります。

の締約国の領域内で使用され、又は使用される財産で他方の締約国

として国際開発協会の設立を定めた。

テヤ連判に於し、日本國が(元十九
百五十一)年九月八日にサン・フラン
シスコ市で署名された日本國との
の平和条約第一條の規定に基づいて
て日本國がすべての権利、権原及
び管轄権を放棄する。

次に南極条約は、昨年十月ワシントン

第三条に掲げるいすれかの地域に対する行政、立法及び司法に関する事態が継続する限り、同地或の原住民及び船員

的利用、科学的調査の国際協力、領土主權についての各国の態度の陳述と新

えてゐるか 又は将来与える権利及び特權の享受を要求する権利を

五月

一千九百六十一年五月十日はクアテ・ランプトルで、本書二通を作成した。

及び通商は閣する日本國とテニヤ連邦
との間の協定は、つが國と相手國との

マラヤ連邦政府のために
M・K・ジョハリ

卷之三

昭和三十五年七月十五日 参議院会議録第二十七号 委員会の審査を閉会中も継続するの件

西郷吉之助君	迫水 久常君
高橋進太郎君	下條 康麿君
小林 英三君	寺尾 豊君
野村吉三郎君	大野木 秀次郎君
大沢 雄一君	植垣弥一郎君
前田佳都男君	宮澤 文三君
石谷 憲男君	喜一君
植垣弥一郎君	赤間 文三君
青田源太郎君	仲原 善一君
堺本 宜実君	松村 秀逸君
井川 伊平君	上林 忠次君
西田 光三君	江藤 智君
大川 信一君	高橋 勝君
山本 梶原 茂嘉君	鈴木 恭一君
高野 一夫君	佐野 廣君
大川 光三君	高橋 勝君
山本 米治君	鈴木 武治君
斎藤 青柳 秀夫君	亨弘君
小沢久太郎君	井上 清一君
加藤 武徳君	安井 謙君
高野 一夫君	小柳 牧衛君
谷口弥三郎君	木内 四郎君
木暮武太夫君	小山邦太郎君
堀木 錠三君	重宗 祐一君
草葉 隆圓君	郡 雄三君
青木 一男君	一松 定吉君
木村篤太郎君	鹿島守之助君
岡村文四郎君	津島 寿一君
伊能繁次郎君	最上 英子君
石原幹市郎君	大谷 賛雄君
野田 俊作君	春彦君
井野 碩哉君	湯澤三千男君

政府委員	総理府総務長官 福田 篤泰君
總理府総務副長官 佐藤 朝生君	大蔵政務次官 前田 佳都男君
厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君	運輸省自動車局長 国友 弘康君
厚生政務次官 内藤 隆君	運輸省航空局長 江 章男君
建設政務次官 大沢 雄一君	建設政務次官 大沢 雄一君

明治三十五年七月十五日第三種郵便物認可

一部
十五円

(但し良質紙は
配達料二十四
共四)

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町二
大藏省印刷局
電話九段五三三一
第一空氣機器